

平成25年

# 三重県議会定例会会議録

(12月2日)  
(第30号)

第30号  
12月2日



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 30 号

○平成25年12月2日（月曜日）

---

### 議事日程（第30号）

平成25年12月2日（月）午前10時開議

#### 第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

#### 日程第 1 県政に対する質問

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 48名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新

13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣一	郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稲	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	舘		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	青	木	謙	順
36	番	中	森	博	文
37	番	前	野	和	美
38	番	水	谷		隆
39	番	日	沖	正	信
40	番	前	田	剛	志

41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
欠席議員 2名		
6	番	粟 野 仁 博
49	番	山 本 教 和
(52	番	欠 (員)
(42	番	欠 (番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書記 (議事課長)	米 田 昌 司
書記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書記 (議事課主幹)	坂 井 哲
書記 (議事課主査)	村 山 トモエ

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆

危機管理統括監	渡 邊	信一郎
防災対策部長	稲 垣	司
戦略企画部長	山 口	和 夫
総 務 部 長	稲 垣	清 文
健康福祉部長	北 岡	寛 之
環境生活部長	竹 内	望
地域連携部長	水 谷	一 秀
農林水産部長	橋 爪	彰 男
雇用経済部長	山 川	進
県土整備部長	土 井	英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野	浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井	隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺	将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古	定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下	幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤	敦 央
企 業 庁 長	小 林	潔
病院事業庁長	大 林	清
会計管理者兼出納局長	中 川	弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎	恭 典
教 育 長	山 口	千代己
公安委員会委員	谷 川	憲 三
警 察 本 部 長	高 須	一 弘
代表監査委員	福 井	信 行
監査委員事務局長	小 林	源太郎

人事委員会委員長

飯 田 俊 司

人事委員会事務局長

速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時1分開議

開

議

○議長（山本 勝） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質

問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。2番 田中智也議員。

〔2番 田中智也議員登壇・拍手〕

○2番（田中智也） 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきました新政みえ所属、四日市市選出の田中智也でございます。朝一番の質問ということでばたばたしておりまして、緊張する暇もなく今準備をしております。ちょっと会派のほうで議論がありましたので。

今回で議員になって3回目の一般質問の場に立たせていただいておりますけれども、3回目を迎えるに当たってとりあえずやってみようと思ったことが、ゆっくりとしゃべる。私は緊張しますと早口になるものですから、ゆっくりとしゃべるということと、あとは今日は何の日かというテーマで最初冒頭つかみをしたいなと思っていろいろ調べてまいりました。

ちょうど23年ぐらい前に、1990年、TBSの秋山さんが宇宙へ飛行した日

ということなんですけれども、もっと話をしやすいのは、今日は流行語大賞の発表日です。時間は何時になるのかわかりませんが、今年の流行語が発表されるということでもあります。有力候補はどうやら「倍返し」ということですし、「じえじえじえ」とか、あと「いつやるの、今でしょ」というのが有力なのではないかということなんですけれども、もしも、「じえじえじえ」とか、「倍返し」とか、ドラマから採用されると、大賞をとると19年ぶりだそうです。それがどうかということもありますけど、こういうことをしゃべっているとつも話が長いので、本題のほうがかぎつくなりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、救命率日本一の県をめざしてというふうに題をつけさせていただきました。

救命率とは何ぞやというところでございますけれども、読んで字のごとく、生存率とも置きかえられますけれども、死の危機に瀕した方の中で、幸いにして一命を取りとめられた方がどれぐらいの割合にいるかということになると思います。この数値は高ければ高いほどよいというのは誰しもが考えるところだろうというふうに思います。この数値を、私はこの質問の中で、全国で救命率を一番に三重県はなりませんかという、そういう御提案でございます。

1枚目のパネルをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）ちょっと唐突かもわかりませんが、心臓停止と呼吸停止、大量出血という3本のグラフがございます。応急手当ての講習などでよく使われるグラフでして、カーラーの救命曲線というものです。時間と縦に、こちらは死亡率ですけれども、大まかなグラフですので、厳密なものではありません。目安にいただければというふうに思いますが、この三つの状態の中で心臓停止が一番短い時間で100%の死に至ることがわかると思います。

ですから、今回救命率日本一をめざしてということについても、この心原性の心肺機能停止、ちょっと難しい言い方になりましたけれども、心臓に何らかの原因があって心肺停止に至った方の救命率、これを三重県として上げ



ていってはどうかと。そして、その後の生存率を高めて、その後社会復帰をしっかりといただこうというふうに思っています。

総務省消防庁では、2005年1月から救急救命処置等による救命効果の客観的、医学的な把握や評価、そして、地域間、国際間での比較検証をより正確に行うため、消防庁救急調査オンライン処理システムというシステムがあるんですけれども、それによってデータを収集しまして、救命率、そして生存率、その後の社会復帰率などを集計していただいております。年に1回救急蘇生統計として公表をされております。

その収集するデータの中身はどういうものを入力していくのかということなんですけれども、心停止がもし起こったとして、目撃したのは誰か。例えばその患者さんの御家族なのか、友人なのか、または職場でその同僚の方が目撃したのか。または単なる通行人の方が、第三者が目撃したのか。要するに、その場に居合わせた方はどういう人だったかということですね。その方のことを、居合わせた方のことをバイスタンダーと英語で言うんですけれども、こちらのデータ収集の中でもバイスタンダーという表現が使われています。バイスタンダーがCPR、心肺蘇生術を施したかどうかということもデータとして入力をしています。

救急車が来ます。救急車で搬送されて救急車の中で救急救命士、救急隊員の方がどのような措置を行ったかということもデータとして入力していきます。病院収容後治療が行われて、その後1カ月後の予後はどうなったのかということですね。正常な生活を営んでおられるのか、もしくは障がいが残念ながら残ってしまっているのか、残っている場合、その障がいの程度ということですね、そこも入力をします。もちろん残念ながらいまだに昏睡状態であるとか、死亡してしまったということも入力をされます。

こういう入力の方式をウツタイン様式という呼び方で言われています。ウツタインという修道院でどうやら救急蘇生の学会が行われて提唱されたフォーマットでありまして、ウツタイン様式というふうに言われています。これはデータなんですけれども、わかりやすい絵が総務省消防庁のホーム

ページでございましたので、平成21年ということで少し古くて恐縮なんですけれども、見ていただきたいなと思っています。

(パネルを示す) 心原性の心肺機能停止の時点が一般市民に目撃されたものの、2万1112件ということでございます。うちCPRという言い方をしますけれども、心肺蘇生が行われたもの、左側においていく数が1万834件、それから、行われなかったものが1万278件ということですね。心肺蘇生が行われたものの件数の中で、1カ月後に生存している救命された方は1495件ということであります。逆に、行われなかったものの中で、生存率というのは922件ということで少なくなっています。

まず、心肺蘇生が行われたかどうかですけれども、この数字でいくと大体51.3%になります。ここに数字は出ておりませんが、計算いたしますと一般の方が心肺蘇生を行われた率が51.3%、半数よりちょっと多い数が心肺蘇生が行われています。心肺蘇生が行われた患者さんの1カ月の生存率は13.8%です。行われなかった場合9.0%ということになります。

私は、生存率も大事ですけれども、社会復帰率というふうに言っていますので、これも載っていないので計算をいたしますと、社会復帰率は心肺蘇生を行われた方、左側においていく方の社会復帰率は9.1%です。行われなかった右側のカスケードをおりていったものが4.9%ということです。大体社会復帰率でいきますと倍ぐらい違うということになっています。救命率についてはその1.5倍というふうになっていますし、社会復帰率は約倍という形ですね。これでバイスタンダー、居合わせた方が心肺蘇生を行うことの効果、意義というのが高いということがわかっていただけたのかなというふうに思います。

次に、AEDの効果も少しお示しをしておこうと思います。自動除細動装置ですけれども、もうこれはAEDと聞けば皆さん御存じだと思うので、説明はあえていたしませんけれども、これでいきますと同じ2万1112件のうちAEDで措置をした方が583件ございます。その方の1カ月生存率が258件で44.3%と非常に高い数値になっていますし、社会復帰率も209件の35.8%と

いうことです。

残念ながらAEDが実施されなかった症例につきましては、2万529件のうち、もちろん救急隊が到着いたしますと、これはデータをとるためにAEDを行っていないので、そのまま病院へ送りますということになりませんので、除細動が行われますから、そのうちの5573件が除細動が行われた。AEDのような機械でショックを与えて心臓をもとに戻そうとしたということですね。その場合26.3%、心肺蘇生術よりは高いものの、現場に居合わせたバイスタンダーがAEDで心肺蘇生を行ったときのほうが格段に高い数字ということでございます。AEDの効果もこれでしっかりわかっていただいたかというふうに思います。

次に、今度はパネルはないんですけれども、全国の中で三重県の救命率、生存率の数値はどういうふうな状況になっているのかということについてお話をいたしますと、最新のデータ、平成23年度のものが見られます。これが生存率、全国平均で11.4%です。全ての数値ですね。三重県が9.6%、やっぱり全国平均を下回っているんですね。社会復帰率も全国で7.2%のところ5.6%ということで、これも本県は残念ながら全国平均を下回っているということになっています。

ここでお伺いをしたいなというふうに思います。本県の救命率、生存率を向上させていくために、1人でも多くの県民の方にその場、バイスタンダーになった場合、心肺蘇生法やAEDを実施していただくようにどうにかして取り組んでいただけないか。現状のことについてもお話をいただいて御答弁をいただければというふうに思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 田中議員からのいわゆるバイスタンダーによる応急手当の実施率の向上に向けて、現在の取組状況と今後についての御質問でございますので、答弁をさせていただきますと思います。

119番通報を受けました救急隊が現場に到着するまでの所要時間の全国平均、平成23年の消防庁の調べによりますと約8.2分となっております。三重

県の場合8.3分でございます。心肺機能停止となった傷病者にとりましては、先ほどもカーラーの救命曲線を見せていただいたとおり、あそこからもわかりますように、その心肺蘇生開始までの時間が10分を超えるとその救命率が急激に低下するというふうにされておりまして、したがって、この8.2分、三重県の8.3分という数字はまさに命にかかわる非常に厳しい数字であるというふうに言えると思います。

ですから、その現場に居合わせた人、議員のおっしゃったバイスタンダー、これが適切な応急手当てを行うことができるのか否かというのは、議員の御紹介からもわかりますように、その傷病者にとっての生死の分かれ道と言っても過言ではないというふうに考えております。

ちょっと繰り返してしまいますけれども、現場に居合わせた一般の人が行う応急手当てには心臓マッサージなどの処置や心臓のけいれんを取り除くAEDというのがございますけれども、これが適切に行われますように、消防庁では平成5年に定めた応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱、これに基づいて、心肺蘇生法等の実技指導を中心に住民に対する救命講習の実施とか、あるいは応急手当指導者の養成等を推進しております。

そこで、本県ですけれども、本県の各消防本部におきましても救急隊が現場に到着するまでの間に現場に居合わせた人による応急手当が適切に実施されますよう、こうした応急手当の普及啓発に積極的に取り組んでおります。

平成24年に県内の15消防本部がこの国の実施要綱に基づいて行った普通救命講習等は1203回に及んでおります。受講者数は2万3395人、これまで最近の数字では毎年同じ人が講習を受講することもありますので、重複してカウントしてはありますが、幅はありますが、2万人ないし3万人ということで受講者を出してきております。

消防本部では、このほかにも要綱の基準には当てはまらないけれども、もっと簡便な形で時間を短くしたりとか、独自にそうした工夫を凝らして応急手当の普及啓発に努めておりまして、受講者数が、これは平成20年以降

ですけれども、2万8000人から3万5000人へと、これもダブルカウントはありますけれども増加してきております。さらに平成23年からは、新たにおおむね10歳以上の小・中学生を対象とした救命入門コース、これも開催されておまして、平成24年の受講者数は3664人であります。

このように本県の消防本部におきましては、様々な機会をつくって住民への応急手当での普及啓発の促進に取り組んできているところです。こうした取組もあって、一般市民によるAEDが使用された症例の経年推移を見ますと、平成18年が6件、19年12件、20年16件、21年20件、22年25件と、残念ながら23年はちょっと減って19件ですけれども、全体として明らかに増加の傾向を示しています。この数字は目撃症例に対する比率としても増加しております。

一方、県のほうにおきましても、私どもにおきましても心肺機能停止の傷病者に対する応急手当で普及のために、平成12年度から県職員を対象に普通救命研修を実施しておまして、応急手当での普及に取り組んでいるところです。さらに、普通救命講習の場で、消防職員とともに受講者の指導に当たる応急手当で普及員の育成にも取り組んでおります。

このように、県としましても応急手当での普及啓発の重要性は議員同様十分認識しておるつもりでございますので、今後も消防本部が主体となって実施する応急手当での普及啓発活動について支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 今の取組状況を御答弁いただきました。トレンドとして上がってきているということで、県民の中でパイスタンダーになってしまった、なってしまったというか、なった場合に適切に処置が行われる数は少しずつだけでも、上がってきているというお答えだったと思いますが、確かに私もその数値は捉えております。ただ、さらにというところはやっぱりやっていくべきではないか。

例えばそんな急に受講者が増えるとはもちろん思いませんが、やっぱり段階を踏んで、受講者数の目標値を定めて何とか頑張っていくとか、あと普通救命講習を受けられた方も、今度は上級講習、ステップアップをしていただいて。知事はよくおっしゃいます、防災の日常化。だから、救命の日常化、やはり訓練、講習でやっていないことはもちろん本番でできませんし、恐らくどこか雑踏の中で1人の人が倒れられたらやじ馬ができると思うんですね。そのやじ馬の群れというか、固まりの中から一歩足を踏み出して、大丈夫ですか、脈はあるのか、呼吸はしているのかって確認できる方を1人も多くつくりたい、そんな思いでありました。

私は、実は20代後半のころに名古屋駅でそういうことに出くわしまして心肺蘇生を実施したことがあります。多分50代半ばから後半ぐらいの男性でした。今ぐらいのちょっと寒くなりかけの時期で、私も医療資格者ですので、大学で救命救急単位はとりましたので、いい成績かどうかは別として、やっぱりやるしかないというふうに、そこがいけるかどうかというところはやっぱり皆さん勇気が要ると思うんですけど、やはり普通救命講習を受けてなかなか無理でも、上級講習を受けることで次に踏み出せるかもわからない。そんな取組をぜひやっていただきたいなというふうに思います。まず、救命率を上げる1項目をこれで終わらせていただきます。

2項目め、病院前救護体制の強化のためということで掲げさせていただきました。

これは病院到着までを担う主には救急救命士の業務のあたりの部分なんですけれども、そうやって救命措置を施されました。救急車が到着しました。じゃ、その救急車の中で救急隊員の方が、救急救命士がどういうことをやるかということなんですけれども、以前は、言い方は悪いですけど、簡単な言い方をしますと本当に患者を病院へ運ぶだけが救急車の役割でしたけれども、救急救命士という資格ができて、できただけではなくて、その有資格者の方、できる方が、できる処置が広がってまいりました。増えてまいりました。

特定行為と言われますいわゆる医療行為でありますけれども、静脈路の確

保ですとか気道の確保、エピネフリンの投与とあって、もう一刻も早くやるべきこういう行為が病院に到着するまでできないとなると、やはり現場滞在時間の長さももちろんあるんでしょうけれども、やはり一刻、一分一秒を争うということでございますので、これでかなり日本全体の救命率は上がってきたのではないかというふうに思っているところでございます。

今年の8月には、厚生労働省主催の救急救命士の業務のあり方等に関する検討会から報告書が取りまとめられておまして、この報告の中では、先ほど申しました特定行為にプラスして低血糖、血液中の糖分を測定することとか、低い方へのブドウ糖の投与、それから、心肺停止に至る前に静脈路を確保するということが適当であるというふうな報告が出ております。何を言いたいかといいますと、救急救命士の特定行為と言われる救命のためには必要な行為がどんどん広がっていく、そんな方向性だろうというふうに思います。

ここで県としての姿勢というか、これまでの取組をお伺いしたいんですけども、こうやって病院前救護体制を強化していくというのは国の方向性だと思うんですけども、その救急救命士の資質を向上していくということが、これはもう大前提でありますし、避けては通れません。このあたりについて、三重県として、どういうふうな現状で今後どうしていくのかということについてお伺いをしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 救急救命士の資質向上に向けた現在の取組と今後でございますけれども、答弁させていただきます。

近年の救急搬送件数の増加に伴いまして、救急搬送時における医療機関の選定から医療機関で救急医療の提供を受ける直前までの一連の行為、いわゆる病院前救護の重要度がますます高まってきていると思います。そうした病院前救護の重要度の高まりと相まって、病院前救護の主な担い手であります、先ほど来議員が言われます救急救命士、この処置できる範囲、これも平成3年の救急救命士法の施行以来、平成16年には気管挿管、そして、平成18年には薬剤投与というようにその範囲が拡大されてきております。

県におきましては医療機関と連携して、例えば薬剤投与の資格を持つ救急救命士のブラッシュアップ講習や気管挿管フォローアップ研修、さらには、議員は御承知でしょうけれども、ビデオ喉頭鏡、気管、気道をのぞき込む道具、こうしたものをを用いた気管挿管の資格認定救急救命士の養成など、救急救命士の処置に関する教育を実施しているところでございます。

また、消防本部におけます救急救命士の教育体制を強化するために、指導的役割を担う救急救命士の育成にも取り組んでおりまして、これらの教育を通じて救急救命士の持つ専門知識や技術のレベルアップを図っているところでございます。

さらには、救急医療に関する指導者の育成と傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準、この効果的な運用を図るために、救急救命士を含みます救急医療にかかわる関係者を対象としました脳卒中や心筋梗塞等の観察及び処置、災害医療などに関する救急救命指導者セミナー、これの開催を支援してございます。

なお、処置の範囲の拡大の関係ですけれども、現在国におきまして救急救命士が行う処置の範囲のさらなる拡大に向けて協議が行われておりまして、平成26年度以降は、これまでは救急救命士が処置の対象にできるのは心肺停止状態の傷病者だけであったのが、心肺停止前のいわゆるショック状態の傷病者に対しても処置を行うことができるようになる見通しでございます。県におきましては、こうした状況にも的確に対応できますよう、認定救急救命士養成の体制についても整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 救急救命士への様々な指導やセミナーを県として支援していただいているということで、本当にありがたく思います。

ただ、まだこれからどんどんやれる範囲が広がると、結局人形相手では、やっぱり実践で身につけていく。その知識よりもやはり経験が物を言う世界でもありますので、そういう点からいくと、私は病院での実習とか、今、四



日中市でも救急ワークステーションということで救急救命士が病院へ常駐をして、もしそこから救急出動であれば病院から行くというようなことで、日ごろは病院にいてそこで学ぶ、研修するということがありますし、様々な取組がされておりますけれども、より消防行政という中ではなくて、やはり医療、県で言えば健康福祉部、もう少し厚生労働省との密接な連携によって救命士のスキルを上げていくという考え方が必要なのではないかなというふうに思っています。三重県におかれても、健康福祉部と防災対策部でこのあたりの連携は今後もしていただきたいなというふうに要望をしておきたいと思えます。

それで、今度は3点目、救急医療体制を確保するためということなんですけれども、これはもう既に医療対策局のほうで様々な取組はしていただいておりますけれども、私がここで再度お願いをしたいのは、やはり初期、二次、三次というふうに救急医療は分けられていますけれども、そんな明確に境目がないわけですよ。

現場の救急救命士たちも、この人は三次医療機関へ送るべきか、二次でいいのかというところのいわゆるトリアージみたいなものがやはりしにくい状況にあたりとか、明らかに三次であろうというふうな方でも病院が断ると。先般我が会派の長田議員からも、現場滞在時間の長さについては触れていただいておりますけれども、そういう状況にあります。

私が思いますのは、やはり三次救急病院が三次医療機関として、そこに特化して救急医療を、ほかの診療科はまた別としましょう。ただ、救命救急センターを設置している病院の救急救命部門は、やはりできるだけ軽症は違う病院で対応していただくような取組を、病院だけではやはり難しいところもございまして、県、当該病院の位置している市が連携をしていきながら、行政として市民の方に働きかけたり、医師の偏在がもしあるようであれば、とりわけ救急認定医等の偏在があるようであれば、県として何か取組をしていくべきではないかと、そんなふうに思っているところがございますので、現状と今後のお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 救急医療体制の確保につきまして、医師不足等の解決だけではなくて、やっぱりかかりつけ医等を持つことの啓発活動が大事かというふうな観点で御答弁させていただきます。

当県におきましても、救急搬送される患者の半数以上が軽症者ということになっておりまして、重症者の速やかな受診に影響を及ぼすといった課題がありますことから、県民一人ひとりの受診行動の適正化が必要かというふうに考えております。

そういった中で、県では三重県救急医療情報センターにおきまして、救急車を呼ぶほどでない急な疾病等によって医療機関を受診したい県民に対しましても、そのときに診療可能な医療機関をインターネットとか電話で案内しておるところでございます。

また、先般、昨年度でもございますけれども、県民が自ら地域医療に対する理解を深めていただき、かかりつけ医を持つことなどによりまして適切な受診行動につなげていけるように、昨年度から「みんなで守ろう！三重の医療」啓発キャンペーンを実施してきたところでございます。昨年度は医療関係者への感謝の気持ちを込めた一言メッセージの募集でありますとか、各種メディアの活用、それから、ショッピングセンターへのポスター掲示など、意識啓発の事業等にも取り組んでまいりました。今年度はさらに市町や県民との協働によりまして、シンポジウム等の開催も検討しておるところでございます。

いずれにしましても、地域の救急医療体制の確保をしていくためには、行政や医療機関の取組だけではなく、県民一人ひとりの御理解と御協力が不可欠だというふうに考えておりまして、医師確保や医療機関の機能強化などに取り組むとともに、先ほど来出ております病院前救護体制の充実、それから、県民への意識啓発、こういったことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 今の取組のお答えをいただきました。かかりつけ医、適切な受療行動につなげていこうということがやはりベースだと思うんですけども、これまで同じようなことはやっていただいていますよね。でも、なかなか進まない部分があるなというふうには思います。もちろん普通の生活をしていただいている方に、これは救急車の症例かそうでないかなんて、そんな的確な判断というのはやっぱり難しいんだと思うんです。

私が思いますのは、医療に対する知識を少しずつでも県民の方に積み重ねてもらおう、ということが必要ななというふうに思うんです。そういうことでも、先ほど言った救急救命講習を受けていただくことで、少し距離感が縮まるのではないかなと、そんなふうにも思うわけです。

平成23年に救命講習のカリキュラムが少し変わりました。その中で救命講習3というカテゴリーができて、たしか新生児、乳児に対する救命措置を学ぶカリキュラムだったと思うんですけども、そうなれば若いお母さん方ですとか、その子どもたちに接する機会の多い大人たち、県民の方がこの救命講習3というカテゴリーをより多く受けていただくということで、もしかしたら救急車を呼ばなくて済むかもわからないというところも思っているところでございます。

以上3点、この救命率を上げていくための取組について、現状を聞かせていただきながら御提案をさせていただきましたけれども、平成24年度から長期戦略であるみえ県民力ビジョンが実行されております。行動計画で着実に前進をしていただいております部分もありましょうし、進んでいない部分もあるかと。ただ、このみえ県民力ビジョンの中で、知事は、私たちみんなで力を合わせて県民力を結集して日本一、幸福が実感できると。胸を張ることができる新しい三重、すなわち県民力で目指す幸福実感日本一の三重をつくっていきましょうと力強くおっしゃっていただいています。

そんな中で、守るという部分の中で、災害に対してもたくさんお金も使っていますし、人も使ってもらって力を注いでいただいています。防災の日常

化という言葉もおっしゃっていただきながらやっていただいていますけれども、救命の日常化ということをやることによって、医師が不足しているから医師を確保して定着させましょうという取組はなかなか時間がかかります。救命の日常化をすることによって、医師不足を何とか解消しようという方向ではない側から県民の命や健康を守るという取組ができるのではないかというふうに私は考えています。

そこで、最後に知事に御答弁をお願いしたいと思います。三重県として、救命率日本一、これを目指す取組をやるか、やらないか、前向きに検討するか、この3択ぐらいでお考えをお答えいただければというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） 2002年に高円宮殿下がスカッシュをやられているときに心臓突然死で亡くなりました。2003年にF I F Aのコンフェデレーションズカップでカメルーン代表のフォエ選手が心臓突然死で亡くなりました。そういう中で、当時心臓突然死で年間4万人の方が亡くなっていると。

2005年からと先ほど議員も御指摘がありましたけど、それまでの2002年の高円宮殿下のときからの心臓突然死に対する対応、そういうので実は私は経済産業省で特区の担当をしているときに、慶應病院の三田村先生という心臓突然死では大変権威のある先生、それから、当時はAEDは日本光電という会社しかつくっていませんでしたが、その会社の皆さんたちから、何とか規制緩和をして、今、医師の指示を受けた救急救命士か、医師か、あるいは航空機内に医師がいない場合のCAしか使えないこのAEDを世の中一般市民の皆さんが使えるように規制緩和のために力をかしてくれないかというお話を受けて、特区の提案書を一緒に書いて、結果厚生労働省の英断により規制緩和が進みました。私もそういう経験をさせていただいておりますので、議員がおっしゃったような救命率の向上ということについては大変強い思いを持っています。

命より重いものはありません。そういう意味で、今おっしゃっていただいた日本一を目指すのか、目指さないのか、前向きに検討するのかということにおいては、一番をとるために取組をするのではなくて、命を救うために取

組を重ねていった結果、日本一と言える水準になるような努力を医療機関や消防機関の皆さんと連携し、何より県民の皆さんに参画をいただいて進めていく、そんな決意で頑張っていきたいと思います。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 非常に力強い御答弁をいただきました。努力をやっていくということで、「いつやるの、今でしょ」ということですね。そういうことで第1項目めを終わらせていただきたいと思います。時間がやはり押ししてきましたので、ちょっとてきぱきといきたいと思います。

次、三滝川の整備の今後についてということでございます。

三滝川は、菰野町に端を発して四日市市内を通過して伊勢湾に注ぐと。流域面積が62.38平方キロメートル、幹線流路延長として23.3キロメートル、県の管理する二級河川であります。

私が住まいしている地域も三滝川が流れております。御多分に漏れず、一昨年の台風のときも、昨年の台風も、そして、今年も非常に恐ろしいぐらいに水位が上がりました。ほかにも水位の上がっている河川はありますけれども、三滝川という川は非常に大きな川ですし、かなり都市部を流れております。この水位が上がってまいりますと非常に川幅が広く見えて、水の量というのがすごく怖く思うんですね。

私も、本当はいけないことかもわかりませんが、ちょっと雨量が多くなってくるとパソコンでテレメーターの数値をチェックしながら、現場はどうだろうかということを見れるときは少し見に行ったりとかしていますけれども、非常に怖い。周辺の住民の方にも非常に不安が講じてきています、そんな状況です。

都市部を流れているということについて、平成18年2月に県土整備部のほうで示された河川整備戦略というのがありますけれども、その資料編の中で、整備の重要度を判断するための指標として、氾濫による直接被害の大きさを推定した数値があります。

三滝川の場合ですと人口が4万4754人、それから、災害時要援護者施設数、

これが40、重要公共施設3、事業者数、会社ですね、大・中・小たくさんあると思うんですけど5197、それから、資産ですけれども、これはちょっと桁違いでございまして、1兆円を超えるというそんな想定がされているようです。県管理河川の中でも、この資産とか事業者数は1番ではなかったかなというふうに思います。

それほど重要な三滝川、万が一のことがあってはならない三滝川なんですけれども、このことについて、先ほど言いました河川整備戦略というものを見させていただきますと、ちょっと本冊はないんですけど、コピーとかパンフレットはあったものですから、見させていただきますと、様々重要度とか緊急度を勘案してやっていきますよということなんですけれども、ホームページを見ますと進捗度も見ることができますけれども、平成22年のデータだったので、直近の進捗度について、そして、三滝新川とって海蔵川へ分派するという計画もあるようですけれども、この進捗度と今後の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 三滝川の河川整備について御答弁させていただきます。

三滝川の河川整備につきましては、昭和13年に四日市市堀木町地先で三滝川の堤防決壊が生じまして、8000戸近くもの浸水被害が生じた大水害を受けまして、国道23号、下流部ですね、東名阪自動車道付近までの約9.7、10キロメートル区間の整備を行うこととして、昭和16年から整備を進めております。

整備におきましては、三滝川の北側を近接して流れる海蔵川と一体的に治水上の安全性を確保するとの考えのもとで、まず三滝川の流水の一部を、新しい河道をつくりまして、その河道によって海蔵川に分流する計画としまして、昭和30年から50年代にかけて三滝新川として暫定整備を行ってきております。

この分流地点より、下流の三滝川ではいまだ流下能力が小さい箇所が2カ

所ほどありまして、この区間の整備を終えないと流水が過度に海蔵川に分流するおそれがあるという地元の声もありまして、このため整備の手順としまして流下能力が小さい区間である近鉄三滝川橋梁付近と市道金場新正線慈善橋付近の整備を現在進めております。

このうち、まず近鉄橋梁付近では、近鉄名古屋線連続立体交差事業、これと国道477号道路改良事業とあわせました近鉄河原町駅周辺総合整備事業の一環として川幅の拡大に取り組んでおります。今年度は近鉄橋梁とその下流にあります明治橋のかけかえ工事を行っているところです。今後は近鉄橋梁のかけかえ後に川幅を広げてまいりたいと思っております。

また、慈善橋付近につきましては、現在地元調整を進めているところであり、調整が整い次第、右岸側の護岸整備に着手することとしております。先ほど説明しました三滝川の流水を海蔵川に分流するための三滝新川につきましては、近鉄橋梁付近と慈善橋付近の整備後に分流に取り組む予定としており、整備を進めるに当たりましては、周辺住民の理解が重要と考えており、丁寧な説明に努めてまいります。

今後とも周辺住民の理解を得ながら、三滝川の早期整備に取り組んでまいり所存でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 御答弁をいただきました。河原町付近の整備をして、慈善橋付近の整備をして、ただ分派するといってもやっぱり周辺住民の方の不安もお察しいたしますので、そのあたりは慎重にさせていただきながら、整備戦略を着実に実行していただきたいというふうに思いますので、お願いします。

それでは、時間がないので、次に行きます。

特別支援教育の充実についてということであります。

近年、ADHDなどに代表される発達障がいとか、それを疑うような児童・生徒が増えているというふうによく聞かせていただいております。まずは本県の現状、それを取り出して特別支援教育ということではなく、普通学

級に在籍をしたまま教育を受けさせたいという保護者の方も多というふうにお伺いをしているんですけども、現状についてお教えいただきたいと思ひます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 特別支援教育についての質問にお答え申し上げます。

平成24年、文部科学省から通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果が公表され、学習面、または行動面で著しい困難を示すとされる児童・生徒の割合は、前回平成14年の6.3%から6.5%と報告されたところです。

また、県内の小・中学校でも、言語障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）を対象とする通級指導教室において、指導、支援を受ける児童・生徒数は平成21年度の399人から25年度の624人へと増加傾向にあります。

このような現状に鑑み、県教育委員会では、市町において医療、福祉、保健、教育が連携して、特別な支援を必要とする子どもたちを就学前の早期から支援するネットワークづくりに取り組んでいます。このことを通して、情報引き継ぎツールであるパーソナルカルテの活用促進や、個別の指導計画等の活用により児童・生徒の情報の円滑な引き継ぎを推進しているところです。

また、通常の学級に在籍する発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする子どもたちの支援のために、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談、助言等を行っています。さらに、小・中学校においては、教職員の専門性の向上を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくりを推進しています。

今後ともこれらの取組により、発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする子どもたちへの支援を進めてまいります。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 御答弁をいただきましたが、やはり想定内の少し残念な



というか、やっていただいていることはいいんです。それは必要なことだと思うんです。ただ、私が求めているのでそういうお答えになるのかなと思うんですけど、ごめんなさいね。やはり現場でもう少し教職員の数を増やしていただく必要があるのではないかなと、そんなふうに思います。

もちろん教職員の方の専門性の向上ですとか、様々なネットワークづくりで周りでしっかり支えていこうという、そういうお考えというのは決して間違っていないし、今後もさらに進めていただきたいと、そんなふうに思うところでございますけれども、やはり現場でもう少し、具体的には加配を考えていただくということを県教育委員会として御検討いただけないかなというふうに思っているところでございます。

これをまた答弁を求めても恐らく無理なので、要望にとどめておきますけれども、恐らく県教育委員会としても現場での大変さということは十分把握、認識をされていると思うんですね。社会が急激に変化していく中で、そういう子どもたちが結局適応できなくて、また対応がちょっとうまくできていないと、また問題行動に移ったりとか、そういうことで現場の負担が増幅してしまうという悪循環にも陥らないとも限りませんので、このあたりで御勘案をいただいて、県単で少人数教育をさらに進めていただくとか、特別に支援のいる児童・生徒に対しての加配をさらに考えていただきたいなというふうに要望をさせていただきますので、お願いいたします。

続きまして、最後の項目ですけれども、子ども・若者総合相談センターについてということでお伺いをいたします。

パネルをつくるとよかったですけれども、何を求めているかということ、不登校になってしまったとか、うちの子、ひきこもりがちなんですとか、就職をしたけれども、若い方で、仕事がうまくいかない、職場の人とうまくいかずにもうやめようと悩んでいるんですとか、御本人ももうやめたいと、そんな悩みに対して相談する窓口をワンストップのサービスでおつくりいただけないかなというふうに思っています。

もともと法律がございまして、子ども・若者育成支援推進法、法律の中で

努力規定ではあるんですけども、そこをベースにやっていただく。もちろんそこでワンストップで相談を受けていただいて、必要な医療機関であったり、相談機関であったり、様々な機関につないでいただくという形になるのかと思うんですけども、もちろん三重県でもそれぞれの機関、例えば児童精神科の領域ですとあすなろ学園がしっかりやっていただいておりますし、ひきこもりの対策が遅れているなど私は思っていましたら、ひきこもり地域支援センターということで、本年からこころの健康センター内ということで独立ではないですけども、しっかり、こころの健康センターのほうは以前からひきこもりについては御対応いただいていたので、そこを新たにセンターとして設置をいただいたということです。

ただ、このひきこもりについても18歳以上がこころの健康センターの場合対象ということで、もう少し若年者の場合どうしていくのかなど。これはこれどこかが受けていただくということだと思うんですけども、私もよく一般の方に、うちの子が不登校なんですけど、どうしたらいいでしょうという御相談を受けたりとかすることがあります。

一般の方は、三重県にはあすなろ学園というのがあって、児童精神科の領域では日本一、二を争うような施設だというふうに御存じの方もいれば、そうでない方のほうがずっと多いと思うんですね。そういう人がとにかく子どものことで、若い方が自分のことで誰にも相談できない、どうしようといったときに頼れる窓口というものを設置いただけないかなど、そんなふうに思います。

平成24年段階で協議会を立ち上げておられる自治体は都道府県で12、政令指定都市で9ということで、ほかにも市町村でもありますし、36の協議会が設置をされていますし、昨年8月20日開催のみえの現場・すごいやんかトーク、若者就労支援バージョンで、知事のほうから、三重県の場合、様々それぞれの分野でやっていただいていると。

ただ、かぶっている機能も多いと思うので、他県の動きを見据えつつ、三重県でのこれまでの活動も踏まえて、どういう受け皿や仕組みが利用者から

見てよいのかを一度県庁内で整理するという事で御発言をいただいているようなので、現在の三重県庁内での検討状況についてお教えをいただきたいというふうに思います。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 子ども・若者総合相談センターについてお答えをいたします。

子ども・若者育成支援推進法については、地方公共団体は子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点、法律上これを子ども・若者総合相談センターというふうにしているんですけども、その機能を担う体制を確保するように努めるものというふうに規定をされております。

しかし、この法律の施行された平成22年4月以降、平成25年7月までにセンターを設置している都道府県は11県にとどまっております。三重県では、議員のほうも先ほど少し御紹介がございましたけれども、既に児童相談所、あるいは小児心療センターあすなろ学園、ひきこもりの地域支援センターなど、様々な機能を持つ専門の機関が必要なネットワークを形成し、相談に対応をしているところです。

例えば小児心療センターあすなろ学園においては、平成19年に子どもの発達総合支援室というのを設置いたしまして、市町のほうから研修を1年間受け入れてアドバイザーの養成をしながら、市町の総合窓口として、発達総合支援室、あるいはその機能の設置の支援をしてきたところでございます。これが現在18市町に設置がされているようなところです。

これら既存の相談機能を持つ機関の実情も踏まえながら、子ども、若者の育成を総合的に支援していくためにはどのような姿が三重県としてふさわしいのか、慎重に検討をしていくことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 御答弁をいただきましたけれども、検討状況とお伺いし

たのですが、検討していく必要がありますという御答弁だったので、まだなのかなというふうに思いました。

確かに慎重にやっていただくということも大事ですが、ネットワークづくりとさつき局長はおっしゃいましたけれども、しっかりネットワークをつくっていくということが必要だと思うんですよ。もしかしたら得意な分野は違う相談機関に行った場合、そこでちょっと時間がかかっちゃって、本来ですと違うところで対応したほうが結果としてよかったかもしれないということが起こりかねないので、やっぱり横の連携をしていながら、こういう若者の悩み、相談に対しては私どものほうがいいですよということを共有し合う。それはまず入り口のところでそういう認識を持って、相談者、当事者に対して対応していくということでやはりレスポンスがよくなるのではないかなというふうに思います。だから、相談センターをやはりつくるべきだろうというのが私の考え方です。

弁護士会なんかでも、無料で子どもの相談窓口というのは開設をする予定だというふうに以前聞いたことがあります。法律の専門家だけでは解決できないでしょうし、ただ、法律の専門家がそういう窓口をつくらうと欲しているんだとしたら、そのネットワークの中に入れていただいて、もし相談センターがあればそことまた連携していただくことで高度な法的な判断が必要な事例だとか、若者の相談もそうですけれども、そういうところにつないでいくということができるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

検討が必要という御答弁だったので、検討していくか、していかないかについて、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 議員がおっしゃいました地域のいろいろな、例えば若者のニートとか、ひきこもりとか、不登校のそれぞれの専門機関のネットワークをしっかりとつくっていくというような部分を含めて、今後どういうふうなネットワークがいいのかということも含めて、窓口があってもどうやってつなぐのかということが非常に大事だというふうに考えておりますので、その声も含めて慎重に検討させていただきたいというふ

うに思います。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 微妙なニュアンスだなと受けとめたんですけど、ただ、必要性というか、そういう受け皿が必要でネットワーク化も必要だという御認識はいただいていると思います。また私もさらにいろんな方の御意見も伺いながら、また違うステージでも議論させていただきたいと思いますが、やはりそうやってワンストップで、要するに一般県民の方はどこを訪ねたらいいのかわからないというのがまず入り口で不安なんだ、と私は感じていますので、ワンストップで子どものこと、若者のことならここへまずは相談してみたらという機関の設置を強く強くお願い申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本 勝） 32番 服部富男議員。

〔32番 服部富男議員登壇・拍手〕

○32番（服部富男） 自民みらい、三重郡選出の服部富男でございます。先ほど四日市市選出の田中議員が今日は何の日ですかという始まりで進められました。私、昨日は第59回三重県身体障害者福祉大会に出席をさせていただいて、知事並びに今そちらにおみえの県議会の山本議長の御祝辞をいただきまして、この式典にも参加をさせていただいたところでございます。

そして、今日は何の日でしょうか。今日は昭和28年12月2日にお生まれになった方が後ろのほうに座っておられます。自民みらい会派の桑名市・桑名郡選出の貝増議員が今日は60歳の誕生日をお迎えいただいたということで、今日は服部さん、何かこれを絶対しゃべってくださいよというところから始めさせていただきたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

初めに、1番のいじめ、体罰に関する対応についてであります。

今年の3月11日、本会議におきまして、私もこのいじめ、体罰の問題について質問に立たせていただきました。真伏前教育長がおっしゃった部分の中

で、年1回のアンケートをこれからは学期ごとに1度ないしは1度以上のアンケート調査をしていくというような御答弁をいただいたわけでございます。今回教育長は山口教育長にかわれまして、実際にこのいじめ、体罰の問題をどのようにお考えになられているのかということをお尋ねさせていただきたくてでございます。

学校教育法の第11条の規定の中で、体罰の定義についてということがございます。懲戒と体罰を判断する必要があるとしても、結局はケース・バイ・ケースの判断に委ねなきゃいけない、明確な指針がないということでございます。実際に大変難しい問題だと思います。

そこで、お尋ねをしたいんですが、少しちょっと早くお尋ねをします。

平成25年4月に文部科学省に対しいじめ、体罰へのアンケートについて、実際に結果報告をされておられると思います。ちょうど1月末の第1次報告と、そして、また次の4月20日ぐらいまでに第2次報告をしてほしいというような文部科学省からの要望もあったと思いますが、そのアンケートの結果、そして、どのような課題があったのかということと、真伏前教育長がおっしゃられました実際にいじめ、体罰の問題で学期ごとに1回はアンケートをとりたい、そしてまた子どもたちの思い、現場の状況をしっかりと把握していこうと、そういった思いで真伏前教育長もおっしゃられたんだと思いますが、その辺のアンケートの結果をお尋ねします。よろしくお願ひします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） いじめ、体罰に関する対応についての御質問をいただきましたので、御回答申し上げます。

いじめ及び体罰に関するアンケート調査につきましては、子どもたちの声をしっかりと捉えていく上で定期的に実施することが効果的であると考えています。県教育委員会では、市町教育委員会及び学校に対して、子どもたちへのアンケート調査の様式を示すとともに、学期に1回以上の実施を求めています。その際、家庭に持ち帰って保護者と相談した上で記入し、回収を行う学校もあるなど、より正確な実態把握をするため工夫した取組が進められて

います。今年度につきましては、9月末に実施しました実態調査により県全体の实態把握を行い、その都度時期を逸することなく適切な指導、支援に生かしているところでございます。

いじめの認知件数につきましては、平成25年9月現在941件で、昨年度同時期の調査の認知件数1266件と比較すると325件減少しています。本調査における平成24年度と23年度のアンケート実施回数を比較しますと、年1回と回答した学校が32%から5%と大きく減少した反面、年2回ないし3回実施している学校が60%から83%と増加し、また、年間4回以上実施している学校も全体の12%となるなど、実態把握の取組が進んでおります。

この結果、学校における未然防止や早期発見、早期対応の取組が進むとともに、子どもたちをはじめ教職員や保護者などのいじめ問題に対する意識の高まりがいじめ防止につながったと捉えています。

一方、学校によっては学期に1回以上のアンケート調査が行われていない現状にあることや、教員が具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを校長に定期的に報告している学校の割合がまだ全体の68%にとどまっていることなど、学校指導体制の管理に課題が残っておりましてございます。

また、体罰の発生件数に関しましては、今年4月に文部科学省へ報告した平成24年度の調査件数は207件でございましたが、本年9月現在ではいまだ残念ながら昨年度の1割程度発生しているところでございます。

体罰根絶に向けてあらゆる機会を通して指導していくことで、教員一人ひとりに体罰は絶対に許されないという認識の確実な定着、児童・生徒理解に基づいた生徒指導の徹底を図っていく必要があると思っております。

県教育委員会といたしましては、全ての学校で子どもたちへのアンケート調査の学期に1回以上の実施、いじめ防止に向けた学校体制の強化について、市町教育委員会や学校に引き続き強く働きかけていくなど、いじめ防止に向けて適切に手段を講じるよう指導、助言をしております。

また、今後はいじめ防止対策推進法が成立したことから、三重県いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進し

てまいります。また、体罰根絶については、確実な実態把握、教員研修の実施等、取組の強化を図ってまいります。一人ひとりの子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域が相互に連携を深め、それぞれの役割や責任を果たす中で、いじめ、体罰問題の解決に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

実際にこのいじめ、体罰というものは非常に難しい、そして、また認知をするのが大変だというようなことも聞いておりますし、実際私前回の質問の内容のときにいろんな資料をお見せしました。お見せしましたというよりも、子どもたちから直接アンケートを出した言葉をここで読ませていただきました。

P T Aの方から市の教育委員会などに実際に訴え、要望が出てきていると思います。その調査に基づいて、市町の教育委員会と三重県の教育委員会がどのような形で調査ができるのか、非常に難しい対応があるんだろうと思います。実際に踏み込める部分、踏み込めない部分というのがあろうかと思えます。

今、全国的に非常に体罰問題が取り沙汰されております。ですが、やはりいじめで暴力を受け、同級生だとか上級生に暴力を受けて、実際に訴えることもできない生徒、児童の方もみえるんじゃないかなというふうな思いしております。これが前回もらったアンケート、そして、また子どもたちの本当の思いをつづった前回のときの資料です。（資料を示す）

今回はそれはあからさまにすることはございませんが、実際に懲戒と体罰というものの間が、今、教育長はおっしゃられました、体罰は絶対だめだ、当然だと思えます。しかし、懲戒の部分で体罰と懲戒がどのような、その真ん中というんですか、グレーゾーンの中で現場の先生方は非常に悩んでおられるんじゃないかなというふうな思いしております。

今年の2月20日でしたか、三重県の教職員の連合会組合の総会の中で、県



教育委員会も出席をされた中で、先生がどのように対応したらいいのかが非常に悩みであるというふうなお話も聞かせていただきました。それはまさにそうじゃないかなと。現場の対応というのに非常に難しさを感じている。そして、また保護者のいろんな対応といいますが、そういったところで非常に苦しんでおられる学校の先生方もみえるんじゃないかなという思いであります。そういうのをしっかりと吸収していただいて取り上げていただくというのが私は一番大事じゃないかなというふうな思いであります。

ここで、名古屋市の取組の説明をさせていただきたいと思います。いじめ、進路の悩み対応ということで、名古屋市がちょうど常勤相談員を中学に配置というふうな、新聞が11月16日書かれました。名古屋市は来年、教員と同等の権限を持つ常勤のスクールカウンセラー、子ども応援委員を中学校に置く方針を固めたと、こういうような方向性が出ております。

実際にいじめや進路の悩み対応というものは現場で、名古屋市のほうは今年7月に中学2年生の男子生徒の方が自殺をされました、そういった対応を受けて、いろいろな悩みを中学校に出向いて行って、常勤のスクールカウンセラーが配置をされて、やはり子どもたちを、先生には言えない部分をその相談員に相談できるようなシステムづくりというのが必要じゃないかなというふうな思いでもあります。

実際起きた事例でございますが、懲戒と体罰のグレーゾーンで悩むいろんな裁判事例もございます。熊本県の天草市で2002年に裁判が行われました。それはどういった状況かといいますと、2009年までの7年間をかけて最高裁で戦った民事裁判でございます。

熊本県のある小学校の先生が、パソコンをやっていた時間でパソコンが終了ですよということで児童が帰った。その児童がもっとパソコンをやりたいんだと言ってちょっとぐずったんですね。そのぐずったときにその教師は、まあまあ、そんなことを言わんともう教室に戻りなさいという話をしていたときに、後ろから小学校2年生の男子児童が先生のお尻を蹴飛ばしたわけですね、2度ばかり。そして、その先生はやめなさいととめに入ったと。そし

て、やめたんですね。

そうしたら、今度は小学校6年生の女の子の児童がみえて、その子に、小学校2年生、こんな低学年の子が今度は蹴りに入って、大変な状況が起きたんですね。だから、小学校2年生ですから、そんなに蹴りは強くないんだろうと思います。そのときにその教師はなだめた子をやめて、その子を壁に押し当ててそういうことはよくないからやめなさいというふうな注意をしたんです。それが保護者が後で子どもに聞いたところには、先生から暴力を受けたというような表現をされたんです。

その保護者は警察のほうに刑事裁判で起こすと。暴力を受けた、それは受理はされなかったらしい。ですから、今度は民事裁判だということで始まりました。結果地方の1審、2審の判決は有罪でした。賠償請求がありました。ですが、やっぱり最後まで戦おうということで、市と教育委員会が、そして、またその先生も戦いました。最高裁で無罪を言い渡されたわけでございます。

そういった事例の中で、やはり子どもたちをどういうふうに注意し、いさめるのか、そして、指導をするのか、これが懲戒である。そして、体罰というのは、感情も含めて何もしていない生徒に先生が体罰をする、暴力を振るう、こういうのが体罰なんでしょうね。本来懲戒は必要だというふうに、多少、これはもちろん必要なことなんです。いさめること、注意することは必要なんです。そのはざまというのは難しい。

私も中学校1年のときに先生から教室で平手打ちを食いました。そして、ちょうど足を骨折しておりましたものですから、石こうをはめたままの片足で後ろへぶっ倒れました。そして、また廊下に立っておけということで、また職員室へ行きました。職員室でも五、六発先生にたたかれました。これはもう50年も前の話ですから、何も時効は成立はしておりますが。

それでその生徒は私ですけど、その先生と非常に仲よくなりました。その3年間の中学校生活は本当に楽しい生活ができました。そのときの父親の対応、学校の校長先生が来て謝りました。だけど、おやじは言いました。もっと注意してやってくれ、たたいてやってくれと。こいつはもう言うことを聞

かんでな、もっとびしびしやってなというのがそのときのPTAの私の父親の意見でありました。ですけど、やはり傷を受けるとか、うまく先生はたいたんでしょね。全然痛くなかったですね。私が緊張していたせいかもわかりません。

そういった中で、学校でどれだけのいじめや体罰で悩んでいる児童や生徒がいるのかというような調査は、これは言葉は本当にはっきりいいますと第三者機関によって調査員の委員会を設けて、先生の相談にも乗り、校長先生の相談にも乗る、そしてまた児童・生徒の相談にも乗るというような対応が非常に必要ではないかなというように思います。

一生懸命指導をすることに努力する先生のいる中で、いろんなややこしいことをする、新聞にも載っておりました、こういう先生もたくさんみえます。ですけどやはり、一部分はそういう先生方だけど、一生懸命にやっておられる方が99.99%、そういう先生方だろうと私は思います。

今、私の地元といいますか、そんな中でも正義がどこまで正義なのかわからなくなったという保護者もあります。学校の先生が何も言えなくなっている状況のクラスもあり、学校もあるんですね。そんな中でしっかりと今後、やはり常勤とは言わないですが、非常勤にしる定期的にその学校に出向き、何も無い、要請がなくてもそういったスクールカウンセラー、そして、また相談員が派遣できるようなシステムづくり、これが今学校に求められている問題だと私もはっきり言えます。

現状はいろんなところから、私のほうに電話が来ます。そういった意味で、ここでそのお尋ねをしたいんですが、今後このスクールカウンセラー、そして、相談員の、今お話ししたように常勤じゃなくても、定期的にそういった学校の先生や校長先生の話聞く人、そして、また同じ人がその児童の話聞く、生徒の話聞く、こういう相談員の配置について、今後どのようにお考えなのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。知事、よろしく願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スクールカウンセラーの配置の充実ということだと思いますが、答弁させていただきます。

昨年度は大津市の事件に端を発し、いじめの問題が全国的な社会問題となる中、本県におきましても私と県教育委員会委員長の連名で、7月20日、県民に対し、いじめを絶対に許さない緊急アピールを行いました。こうしたことから、平成25年度の経営方針において、児童虐待やいじめへの的確な対応を図るとし、平成25年度当初予算でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣の拡充と相談体制の充実により、子どもを守るという観点で事業の重点化を図りました。また、組織的には、平成25年度からいじめ、体罰等への対応を図るために、教育委員会事務局に子ども安全対策監を新設したところであります。

学校現場に対しましては、スクールカウンセラーの配置校を昨年度より174校多い487校、内訳は小学校288校、中学校163校、高等学校36校ですが、そのような配置を行い、各学校の体制の充実を図っています。中でも、小学校への配置を倍増以上と大幅な拡充を行い、早い段階から専門的な支援を受けられる体制をつくりました。

また、教職員においては、いじめ等の問題行動への対応のあり方などをスクールカウンセラーに相談し、連携して取り組んでいます。さらに、平成24年度から実施している学びの環境づくり支援事業において、同一のスクールカウンセラーを15モデル中学校区に配置し、中学校での教育相談体制の充実を図ったことから不登校が減少傾向にあります。具体的に申し上げますと、県内の不登校減少の約8割をこの15校区で占めておりますし、この15校区の比較だけをしましても1年で約15%減となり、効果的かつ重点的な配置に知恵を出すことで一定の効果が得られていると考えております。

スクールカウンセラーの常置化ということについては、限られた予算の中でするので、今申し上げましたとおり、今後とも中学校区に同一のスクールカウンセラーを効果的に配置するなど、配置形態の工夫、そういうことを行うことでいじめ等の問題行動を未然に防ぐとともに、早期発見、早期

対応につなげていきたいと考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

実際に一步一步前進をしていただいて、子どもたちが本当に安心・安全に学校で楽しく過ごすことができるように、そして、また先生も本当に児童・生徒と一緒に学校づくり、そして、またこれからの基礎の段階の生徒の気持ちの基礎づくりの役に立つような先生方も、もちろん先生方はその役目でございますので、しっかりとこれからもこのスクールカウンセラーがいるから任せるんじゃないくて、先生たちもスクールカウンセラーの方に相談をするような、やはりオープンな気持ちで学校づくりによくしていただきたいなど、このような思いでおります。

時間の都合上、次の質問に入らせていただきます。

2項目めの国道・県道整備についてでございます。

この国道477号バイパス工事進捗と周辺道路安全対策についてであります。今、皆さん御存じのように、新名神高速道路が平成30年の供用開始に動いて、工事がどんどん動いております。

このバイパス工事の進捗と周辺道路の安全対策と、わざわざ地元の県議会の人間がなぜここへ質問するのかということ、いろいろ疑問に思われるかわかりません。ですが、やはり今の現状をこのテレビをごらんの皆さんにも把握していただいて、そして、今その工事期間の中でどのような状況になっているのか、もちろん新名神高速道路が開通をして亀山ジャンクションから草津の田上インターチェンジまでが平成20年2月に供用開始をされて、もう東名阪自動車道の渋滞はすごい大渋滞だということで全国的に皆さんに知らしめてしまいました。

そんな中で、実際に今新名神高速道路が平成30年の供用に向けて動く中で、現在の国道477号バイパス工事がどのように動き出しているのか。もちろんある程度の理解は深めておるつもりでございますが、ここでちょっと先に答弁をいただきたいと思うんですが、今、国道477号バイパス工事がどのよう

な進捗か、そしてまた周辺道路の安全対策についてどのようにお考えなのか。先にちょっと御答弁をいただきたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 国道477号バイパス工事の進捗状況と周辺道路安全対策ということで答弁させていただきます。

国道477号は、四日市市の中心市街地を起点としまして東名阪自動車道の四日市インターを結び、菰野町の湯の山温泉に至る重要な道路であります。慢性的な渋滞が発生しているため早期の整備が求められているということで、これまでに四日市市の西伊倉町の久保田橋から尾平町までの1.5キロメートルにつきましては4車線で、また尾平町から高角町の東名阪自動車道、四日市インターに接続する高角インター付近までの3キロメートルの区間については暫定2車線で整備を行い、既に供用をさせていただいております。

次に、高角インター付近から新名神高速道路の、仮称ではございますが、菰野インターを結ぶ延長約9キロメートル区間につきましては、四日市湯の山道路という名称で平成9年度に事業着手し、現在用地取得や県道四日市菰野大安線、これは通称ミルクロードと呼んでおりますが、ミルクロードをまたぐ吉沢高架橋の上部工を本年10月に発注し、工事を進めているところでございます。

この区間の中で、四日市市街地側の供用済み区間に引き続きまして、高角インター付近からミルクロードまでの区間4.4キロメートルにつきましては、今年度、平成25年度末の供用を目指し鋭意整備を進めております。残るミルクロードから菰野インターまでの区間4.4キロメートルにつきましては、平成30年度に予定されております新名神高速道路の開通に合わせた供用を目指し整備を進めております。

さらに、菰野インターから奥の湯の山温泉までの延長1.6キロメートル区間につきましては、菰野バイパスとして平成20年度に事業着手し、現在現況調査の実施に向けて地元調整を行っているところでございます。なお、混雑している周辺道路である国道477号の現道や国道306号、ミルクロードなどに

つきましては、これら四日市湯の山道路、菰野バイパスの整備により交通が転換、分散され安全性の向上が図られるものと考えております。

しかしながら、現在周辺道路の安全対策としましては、県道湯の山温泉線の改良や国道306号と現道との交差点における横断歩道橋の設置などを進めているところでございます。今後も引き続き菰野町等と連携しながら、周辺道路の安全性の確保を図っていきたいと考えているところでございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございます。

国道477号が、今、現状の道路が非常に渋滞をするわけでございまして、我々生活をしておりますと大変な時間がかかることもございます。今、部長の答弁の中でも、国道306号と国道477号の歩道橋の設置に向けて努力をしていただいている、今ちょうど測量設計に入っているようにございます。

私も2年前にちょうど質問をここでさせていただいて、菰野町、そして、また区長会からの要望ということでしっかりと受けとめていただきたいと思いますし、菰野地区の町議会の先生方も要望提出をしておりますので、どうかまたその点もよろしくお願ひしたいなと思っておりますが、ちょっと今ここでパネルで紹介をさせていただきたいと思っております。

（パネルを示す）この平成22年度道路交通センサスということで調査結果、これは24時間の交通量でございます。先ほど部長からも御答弁いただいたように、実際ここが国道306号と国道477号の交差点なんです。ここに歩道橋の設置をということで今動いていただいているところでございますけれども、今ちょうど菰野町の大羽根園の近くが8342台、これは24時間です。ここがミルクロードということで、県道140号線、ここが1万9931台、1万7113台、そして、またこれが四日市のインターでございます。1日に2万561台が通るということでございました。

次に、この写真でございます。（パネルを示す）これは今ちょうど8342台が24時間に通るところということで、大羽根園の駅周辺でございます。ちょ

うどこのあたりが駅のホームなのですが、今これは四日市インターチェンジを向いて走っていく車、これが今年の11月23日ですね。ちなみに、11月23日が私の結婚記念日でございます、何か縁があるのかなという思いでございます。

(パネルを示す) これはちょうど山を向いて上がっていくときに、私が帰るときに車の中から写したところです。これは11月18日、もうこれはすごい交差点のところですね。もう車が全然動きません。青ですけれども、動かないという現状です。

次へ行きます。(パネルを示す) これは今国道306号からこれが今国道477号ですね。これは11月23日の現状です。これは右へ回ろうとして私はウインカーを出して、これは左から全然車が行けない。この車が邪魔をして向こうへ行けないわけですね。国道306号も渋滞しております。

次へ行きます。(パネルを示す) これが四日市インターまで5キロメートル地点の道の駅のところでございます。これは同じ日なのですが、私は裏道を通っては写し、裏道を通っては写し、私が四日市インターチェンジの近くまでじゃなくて、ミルクロードまで行ったのが大体15分ぐらいで行けました。これが現状です。

次へ行きます。(パネルを示す) これが今ミルクロードと国道477号、インターチェンジまで行く道路の渋滞ですね。同じ日なんです。これも全然動きません。

今お示しをしましたように、現状はこのような状況で、かなりの渋滞になっております。湯の山温泉やその周辺の観光地に来ていただくことは非常にうれしいことであります。今、入り込み客数が非常に減少する中で、御在所ロープウェイや湯の山温泉、そして、また湯の山温泉周辺の観光がにぎわうこと、これは非常に本当にすばらしい、自分たちもうれしく思うところでございますが、実際にこういうような渋滞というのは、やはり新名神高速道路の供用開始がちょっと遅れたということは批判はしたくないんです。県が今進めているバイパス工事が同じように新名神高速道路とともに動き出すわ



けです。ですが、菰野のインターチェンジからスカイラインに向けての供用が平成30年以降にずれ込むんじゃないかなという思いであります。

こうした中で、今見ていただいたように、実際に抜け道がほとんど、多分10台のうち8台が他府県の車でした。だから、もちろん観光にみえた方ですね。これだけ渋滞しているんだったらもう二度とこの辺に来たくないなという方もあろうかと思えます。

やはりしっかりとおもてなしをする、この地域がしっかりと頑張っていこうという思いの中で、やはり今その抜け道といいますか、しっかりとしたインターチェンジができる、国道477号のバイパス工事ができる平成30年に向けて、実際にアクセス道路といいますか、それにかわるような、そちらへ行くアクセス道路は当然必要になってくるというふうにも思いますし、実際ちょっと要望をさせていただきたいと思うんですけど、ちょうどインターからちょっと上のほうに県道577号線がございます。そこが、私もパネルでお見せすればよかったんでしょうけど、持ってこなくて申しわけなかった。余り増えると怒られるものですから。

湯の山カントリー、ゴルフ場に行かれたことがあろうかと思えますが、そこに行くスカイラインのちょうど手前を右へ行くところの道路なんですけど、非常に狭いところが50メートルほどつながっております。そこが非常に渋滞をしたり、そして、また危険度も増すような、非常に視界の悪い道路状況になっておりまして、実際にこういった渋滞の中にどんどん、バイパスができ上がるまでは5年の間しっかりとそういった周辺道路の整備をしていただきたいなど。

ちょっとこれもお見せしたいと思うんですが、（パネルを示す）これはちょうど四日市インターチェンジから約1キロ半ぐらいのところの神森地区の町道の交差点なんですけど、ここへどんどん抜けていくわけですね。今の渋滞になった人が、この車がここへ来て湯の山の街道から左へ折れてずっとこの道を真っすぐ行って、ここに国道477号のバイパスが供用している部分があるものですから、それに抜けてどんどん走る。そして、またこちらへどん

どん行く。これは今抜け道の国道477号のほうへ行く道なんです。

ここの交差点、これも本当に非常に事故の多い交差点になりつつあります。今までにもありました。ですけど、こういった11月23日、行楽シーズンに実際に渋滞の状況を見られて、これは当然抜け道を皆さん使われるなどというふうにも思われるだろうと思いますし、実際にそういった周辺道路、県道577号線、そして、また今の町道ではありますけれども、そういったところの抜け道の安全対策をしっかりとまたしていただきますように要望させていただいて、次の項目に移らせていただきたいと思います。

次は、県道14号の菰野東員線道路整備についてでございます。

これは県道14号バイパス整備要望書が町へ平成25年4月にも提出をされておりまして、菰野町の町議会の矢田議員が平成24年6月18日にも地元の要請を受けまして質問に立たれておる案件でございます。実際に平成16年から町へは要望しておられるというふうにお聞きしておるんですが、地元の福村区として、昭和60年代より地元要望がしっかりとある場所でございます。

ちょっとパネルを映写させていただきます。(パネルを示す) ちょうどこの写真、今これが国道477号、今の渋滞をしていた道です。そして、これがミルクロード、これが大安町へ行く道と、これが鈴鹿、四日市のほうへ行く道、この道のこの部分、この赤い点線の部分が菰野東員線の県道14号になっています。

そして、今からこのパネルで表示させていただきますけど、次にこれを見てください。(パネルを示す) これは今の県道14号の菰野東員線についての県がしていただいた交通調査に基づいてつくらせていただいたわけでございます。この交通量は平成25年8月31日にはかっています。

実施時間は12時間、朝の7時から夜の7時まで、交通量は12時間で3462台が通ります。1時間289台、平均ですね。次の実施日が平成25年9月4日なんです。実施時間は7時から9時までの2時間と夕方の4時から7時までの3時間、これを見ていただきますと、午前中の通勤ラッシュのところには255台、288台、夕方の帰られるところは270台、316台、264台、実際に12時

間で3462台でございますので、もう少し増えることはあります。

そこで、その現状を見ていただきます。（パネルを示す）これが今の県道14号の、これからミルクロードに抜ける道なんです。これが今はかつてきました、3100、側溝をまぜて4メートル。

次、行きます。（パネルを示す）これはもう少し進んだところで3100のラインと2メートルの何か歩道みたいなものがございます。（パネルを示す）これも今ちょうどここから向こうまでの間が100メートルぐらいあるんですが、これが3100、この横が3100なんです。（パネルを示す）これは歩道が70センチということで、今の写真をアップにしたところで、これは平成24年6月14日のときの写真ですが、これも菰野町の町議会の矢田議員が写された写真です。今の現状、そのまま四日市へ行く道なんです、3100、これは700ですね。70センチ。

（パネルを示す）これはちょっと離れたところで、もとに戻ったところで5メートル20センチあります。ここがちょうど行き交えるところの安全地帯なんです。

次、行きます。（パネルを示す）これが今子どもたちの朝の通学の風景ですが、こういった道路のところで子どもたちが向こうを向いて小学校のほうへ行く道路でございます。

パネルをたくさんお見せさせていただいて示させていただきました。百聞は一見にしかずということでございますので、地元に関連される方はよくそちらの執行部の皆さんも御存じの方もあろうかと思えます。今やはりこの地域が求めていること、実際に緊急事態はどのような形で消防隊が入っていくのか。そして、救急隊もどのような形で、万が一のときには入っていけるのかと。大変な狭い道の中で、毎日毎日の生活が脅かされている部分も本当にたくさんございます。

地元の対応としましては、実際に老人クラブの皆さん、老人会の皆さんが朝の通学、通勤、学童、児童の旗を持って全員がそこに立つと。そして、菰野町の国道477号の街道まで行く。そして、また旧道で真っすぐ行く。それ

まで全部皆さんが誘導をしていただいている。朝晩、朝と夕方、本当にその御労苦に対して敬意を表するところでもございますし、実際に何かがあってからでは遅いわけでございます。実際中学生の生徒さんが昨年この地域で自転車で車にはねられた事件が2件ございました。そして、今までに小学生の死亡事故が1件あったということも報告を受けております。

実際に通勤、通学、そして、また買い物や四日市のほうへ抜ける本当に便利なような道にされてしまっている状況の中で、この県道14号にバイパスをつけていただきたいという要望が非常にたくさん出てきております。今日の私の質問は、このバイパス整備に向けて今どのように県土整備部としてはお考えになられるのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 御質問の県道菰野東員線におきましては、国道477号からミルクロードまでの約1キロメートル区間で幅員が狭いにもかかわらず、国道477号の現道とミルクロードが交差する宿野交差点を回避するルートとして利用されているため、特に朝夕の通勤時間帯を中心に混雑しているという状況であることは認識しております。

つきましては、国道477号の現道とかミルクロードの渋滞解消並びに交差点の渋滞解消につきましては、現在まず国道477号のバイパスとして、国道477号四日市湯の山道路を新名神高速道路の開通に合わせ整備を進めております。また、あわせて、その周辺道路の整備としまして、四日市湯の山道路の部分供用に合わせ整備を進めている四日市市の上海老町内の約1.6キロメートル区間ですが、県道上海老高角線や今年度末に完成する予定である菰野町大字奥郷地内の1.6キロメートル区間ですが、県道千草永井線などの整備を今進めております。

これらの道路を整備することによりまして交通の分散が図られ、宿野交差点や混雑している国道477号の現道やミルクロードの混雑の解消につながると考えております。

議員御質問の菰野東員線の整備につきましては、さらなる周辺道路の整備

ということで、まず本年度高角インターからミルクロードまで部分供用します、四日市湯の山道路による周辺道路の交通状況、こういう変化が生じると思います。そういうことを確認させていただくとともに、新名神高速道路の開通後の周辺交通ネットワーク等を見きわめて関係市町と調整を図ってまいりたいと考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。今後の調査を含め御検討いただきますように強く要望させていただきまして、時間もございません。これは本当に大変な質問が次に待ち受けておりますので、これでこの2項目めの質問は終わらせていただきたいと思います。

次の米穀の産地偽装問題に移らせていただきます。

食の安全・安心の確保と消費者への責務というところで質問をさせていただきたいと思います。

私がこの三瀧商事の偽装問題を知りましたのは10月1日、各社、中日新聞、伊勢新聞というふうな形で報道を見ました。9月30日の朝日新聞に載ったらしいんですが、三瀧商事とミタキライス、そしてまたジャパンゼネラル、同族会社の米の偽装に関する米の流れについて、私、平成25年の定例会の、全員協議会の中で聞かせていただきました。これはもう私も重々頭に入っております。

三瀧商事を含めて、10月24日、25日に県警の家宅捜索が入っておるということでございますので、その点は私が触れることはございません。今問題になっているのは県警のほうで調べていただいておりますので、その点だけは触れることはないわけでございますが、実際に偽装米がどこへ流れたのか、そして、どのように消費者へ渡ったのか、これが非常に問題ではないのかなというような思いでございます。

ちょうど新聞は、私、ちょっと新聞報道でしかなかなかお見せできませんのであれですが、ちょうど10月1日、中日新聞、流通大手イオンの輸入業者に業務用の米を卸していた三瀧商事、国産米に中国米をまぜて産地を偽装し

た疑いがあるとして、農林水産省の関係先が立入調査をしていたということでございます。中国産米を混入した米はおにぎりなどに加工されて2府21県のイオンと同社配下のダイエーなどの計674店舗で販売をされていたということでございます。

実際に当初は1500万個のお弁当やおにぎりにして販売をされたということでございますが、この11月19日の、これはちょっと新聞報道にしっかりと沿ってしゃべらないことには、私もいろいろとひっかかるかわかりませんので、その点は話をさせていただきます。

11月19日、報道で、三瀧商事社長が米偽装を容認したというところの記事でございますが、ちょうど下にイオンが提訴という、2億円を超える請求、三瀧商事による米偽装事件で流通先のイオンが国産米と表示している偽装米の加工食品を販売していたことで、三瀧商事など2社に計2億2400万円の損害賠償を求めた。10月30日に地裁に提訴したということでありまして、それによりますと、中国産米や米国産米約790トンが混入した約4400トンの米を国産と偽り、60社以上の業者に販売をしたと。三瀧商事ですね。

うち2社が偽装米を使用した弁当やおにぎり4477万個をイオンなどに提供、これは御存じのようにフジパンのグループ会社の2社が大阪府や愛知県の工場で偽装米とは知らずに工場で精製をして生産をして、つくってイオンの関係のところ、仕入れ先へ持っていったわけですね。搬入したわけです。イオンももちろん知らないで当然だと思います。偽装米は国産米というふうな証明書をつけて出されてきているわけですから、何のチェックもそのときにはされたのかどうかわかりませんが、信頼をしていたところだと思います。

実際いろいろと『週刊文春』などにも出ております。これは貴重な一つの雑誌なんです。10月17日号ということで『週刊文春』でございます。（現物を示す）これはイオンのグループ会社と今の中国米の偽装問題の話が出ております。この内容については私が全部読むわけにはいきません。これを読みますと今イオンは1億6500万円を『週刊文春』に損害賠償を訴えておる時期でございますので、私はこれをお見せするわけにはいきませんので、その点

だけはこういったところで今裁判になろうというふうな形になっておる状況だけお話しさせていただきたいと思います。

たけど、誰が本当に悪いのか。誰が本当に責任をとらなきゃいけないのか。私はイオンが10月16日の朝日新聞と読売新聞に対し安全・安心なお米とは何かという、私たちはもう一度原点に立ち戻りという全面広告を出しておるといふ事実を確認しました。

実際にあれだけ大きな世界のイオン、そして、また日本のイオンというふうな形で、私の地元にもイオンタウン、イオンのスーパーもございます。そして、またその隣にサンシのスーパーもあります。食材に対しては非常にイオンでも買う、そして、またサンシでも買うというふうな形で、本当に信用して、信頼して買いに行かせていただいております。実際に今回の偽装問題について、ちょっと資料と照らし合わせなきゃいかん、そんな中で、私が知らないで購入したとしても、三重県には先月の11月28日定例会で条例検証検討会というものの設置を決定されております、そんな中で、実際に平成20年には残念ながら大変な偽装問題があつて、表示ミスがあつて、5年前ですね、今やっと落ちついたところでこういった偽装問題が出ました。この中の基本理念で、第3条第3項は、食品関連事業者の責務というところで第5条の2項、食品等の表示が適正に実施されることにより行わなければならないということございまして、その販売したイオンは知らないことにしても、やはりおにぎり、お弁当を工場で作ってイオンに搬入したフジパングループの2社の方たち、そして、またイオンがその2社になぜ訴えをしないで三瀧商事だけを訴えて提訴するのかということが非常に疑問に思うわけでございます。直接もらったところの工場のフジパングループにも当然同じように賠償請求を求めるべきではないかと私は個人的には思います。

ですから、このイオンや、そして、またフジパンの実際に表示ミス、国内産というものが実際は知らなかったとしても、中国米やアメリカ産のお米が入っていたわけです。これは表示ミスに当たるのではないのでしょうか。知らないというふうな形にしても、消費者の側から見たら国内産のお米を使って

いるから買ったのかもわかりません。そして、また安いから買ったのかもわかりませんが、こういった県条例、食の安全・安心の確保についての県条例もあるわけでございますから、食品を販売する業者の責務として、三重県の食の安全・安心の確保に関する条例に抵触するのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 米の産地偽装についてのお尋ねです。今回米穀の産地偽装で消費者の米への信頼を損ねるというようなこと、また、県民の食に対する不信感を招くというようなことで非常に遺憾だというふうに思っております。

今回の事案では、ミタキライス等が偽装した米を食品製造業者等が購入して小売業者に納入していたということです。関係法令を見ますと、米トレーサビリティ法では、事業者間の産地情報の伝達というのを規定しております。本事案での食品製造業者等は伝達された情報に基づいて出荷、販売したものでありまして、ミタキライス等が食品製造業者等に対して偽装したことを伝えていないということから、同法の責任を問うことはできないと考えます。同じように、JAS法についても法令上の責任を問うことはできないと考えます。

お尋ねの条例の部分でも、第5条の第2項で食品等の安全性を確保するために必要な措置を講ずる責務を有する。また、同第3項では、食品等に関する正確かつ適切な情報を提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならないと、それぞれ食品関連事業者の責務を規定しているところです。この点におきましても、今回の食品製造業者等は先ほど申し上げました関係法令と同様に、条例に規定している責務、これを果たしていなかったとは言えないと考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） なかなかもつとしっかりと話をし、お互いに、知事にも質問をさせていただこうかなというようなこともございます。次は、米の



DNA検査の現状と今後についてということでございまして、またこれは検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

やはりお米の問題でございまして、私は小学校、中学校から高校、大学のとき、農家でございまして、お米をつくってきました。やはりお米を大事にしようなというような気持ちでございまして。最後に一句、実るほどこうべを垂れる稲穂かな。お米でございまして、終結します。ありがとうございます。（拍手）

## 休 憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時1分開議

## 開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。29番 稲垣昭義議員。

〔29番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○29番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義と申します。議長のお許しをいただき、お昼の1番目で一般質問の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

それでは、早速まずは南海トラフ巨大地震に備えるということで幾つか議論をさせていただきたく思ひます。

東日本大震災を経験し、本県では緊急地震対策行動計画を見直し、新地震・津波対策行動計画の策定に向けて議論が行われております。施策の柱と

して、防災予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策の3本が示され、それぞれの施策項目が上げられた中間案を既にお示しいただき、本年度中に三重県新地震・津波対策行動計画を策定予定と聞いております。

また、地域防災計画を抜本的に見直す作業も進めていただいております。これに関しても今年度中に策定予定と聞いております。これら新地震・津波対策行動計画と地域防災計画につきましては本県防災の柱であり、予定どおり年度内にこれまでの議会での議論を反映した、実態に合ったしっかりとしたものを策定いただきたいと思います。

今日は、今年度中に新地震・津波対策行動計画と地域防災計画を策定した後、来年度以降の次の展開として、事前復興計画の策定に関して議論をしたく思います。

この事前復興という考え方は聞きなれない言葉かもしれませんが、この本会議場では昨年9月に東議員が事前復興マスタープランづくりを提案されております。このときの答弁では、事前復興には2通りの考え方があり、一つは災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりの推進を行うことで、ハード系、土木工学的な意味で使われるものであります。もう一つは、災害発生後、スピード感を持って復興に関する意思決定や組織の立ち上げをする必要がありますが、その際の復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集確認を事前に進めておくことで、ソフト系、知恵や教訓の伝承といった意味で使われるものであります。

この二つの考え方について、ソフト系の後者のほうは三重大学と協働で調査を行い、昨年3月に三重県復旧・復興マニュアルの策定に向けた調査結果概要を取りまとめたと答弁されました。この三重県復旧・復興マニュアルの策定に向けた調査結果概要、(現物を示す)これがもう既に取りまとめられたということであります。

一方、前者のハード系については、その重要性は十分理解しているものの、住民との合意形成の困難さがあり、市町が検討する場合においても助言や支援を行うことができるのかは今後検討したいと答弁されております。

朝日新聞の本年9月の調査によりますと、47都道府県のうち7都府県が大震災や津波災害に備えて本格復興までの計画をまとめたり、職員の行動手順を定めております。これら7都府県のうち、東京都と大阪府は復興まちづくり構想やその課題が示され、先ほど述べましたハード系の事前復興の取組が始まっています。また、愛知県におきましても復興計画の素案が示されております。

一方、その他の県に関しては、いわゆるソフト系の職員の行動指針等を定めた形となっております。阪神・淡路大震災の後、東京都や神奈川県、大阪府といった都市部でこの事前復興計画の取組が始まりましたが、東日本大震災以降は南海トラフ巨大地震に備え、愛知県、静岡県、和歌山県でこの事前復興計画の取りまとめが行われています。

先ほど述べましたように、本県においても昨年3月に三重県復旧・復興マニュアルの策定に向けた調査結果概要が取りまとめられていますが、ぜひ来年度この調査結果を踏まえて、まずは復旧・復興マニュアルを策定いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、復旧・復興マニュアル策定と同時に、本格的な事前復興計画をぜひ県が率先して取り組んでほしいと考えます。事前復興計画はまちづくりです。昨年の東議員の質問の答弁では、このまちづくりについては住民との合意形成の困難さ等を上げられ、市町が検討する場合には助言や支援ができるかを検討するといった、要はしばらくは県からは率先して何もしませんということでありました。

南海トラフの巨大地震は何年後にやってくるのかわかりません。しかし、確実にやってきます。本県では建物倒壊による死者が約9800人、津波による死者が約3万2000人など、合計約4万3000人が亡くなる可能性があるなど、甚大な被害を受けます。その巨大地震に備えるために、巨大地震がやってきた後のまちづくりを、今からじっくり腰を据えて住民とともに考え始めてもいいのではないかと考えます。

この未来のまちづくりを考えることは、何も自然災害後のまちづくりだけ

でなく、例えば人口減少社会の中、さらに地域が縮減した後のまちづくりなど、広い視点で考えることにつながっていくと考えます。このように住民と一緒に事前復興計画をつくることは、新たな地域資源を発掘したり、夢を語ることができると同時に、地域の弱点や危険を改めて直視する機会となります。

私は、例えば「美し国おこし・三重」の取組の次の展開として、県が率先して市町や地域で活動している多様な団体、住民とともに座談会を何度も何度も開催して、三重県の事前復興計画、それぞれの地域の事前復興計画を策定する運動を起こしてはと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 稲垣議員から事前復興に係る御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

東日本大震災の被災地では、今もなお被災住民の皆さんの復興に向けた懸命の努力が払われております。しかし、その努力とは裏腹に、多くの被災地では復興が思うように進まないという現実がございます。

私もこの夏に岩手県と宮城県のほうに、災害直後に行ってから2年半弱ぶりですかね。復興状況の調査に行っていました。その際に復興庁の推進監とか、幹部の方とか、被災地で実際に復興の最前線に立っておられる方と色々な意見交換を持ってきました。その話はなかなか本当に私が想像した以上に大変厳しい内容でした。

一方、県南部の地勢というのは、岩手県の三陸地域のそれに大変似ております。また、少子・高齢化などの社会的条件も同じです。南海トラフ地震による甚大な被害が想定される本県にとりましては、今の東北の姿というのは三重県の未来を映し出す鏡であると、そんなふうにも言えるのかというふうに考えています。

こうした中で、東日本大震災におけます復興対策の遅れの反省から、国は本年6月に大規模災害からの復興に関する法律、いわゆる復興法、これを制

定しました。その中で、特に大規模な災害が発生した際には、被災地の復興を速やかに進めるために国は復興基本計画を、県は復興方針を、そして、市町は具体的な復興計画を策定するとされました。

しかしながら、災害が発生してから復興のことを考えたのでは遅いというのが東日本大震災で得られた貴重な教訓のほうです。南海トラフ巨大地震による被害を最小化するとともに、速やかな復興作業が進められるように、できる限りの事前の準備を進めておく必要があると、そういう認識は私も議員と全く同じです。

議員からも御紹介いただきましたけれども、昨年度東議員からの事前復興対策に関する質問にお答えして、ちょっと繰り返して恐縮ですが、事前復興は二つあると私は確かに答えております。一つは、ソフト、ハード、順番は逆かもしれませんが、ソフトのほうですけれども、発災後、限られた時間内に、復興に関する意思決定や組織の立ち上げのための手順の明確化、これを事前に進めておくと。これがソフトです。そして、もう一つは、災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すると、この二つの考え方がないと私確かに申し上げております。

そこで、議員からも御紹介いただきましたが、現在策定中の新地震・津波対策行動計画や見直しを現在進めておる地域防災計画の地震・津波対策編なんですけれども、この中にこれらの考え方に沿った事前復興対策というのを、その中身を盛り込んでいきたいというふうに考えており、現在作業を進めております。

それを受けた来年度以降の施策ということですが、まずソフト面からの事前復興対策について、まずは県の復興体制や、また復興対策の手順を、今申し上げたように明確化して、そして、復興法に基づく復興方針を速やかに市町等に示すための指針を策定したいと考えています。これにつきまして、先ほど復興マニュアルの調査研究の話が出ましたけれども、あの調査研究につきましては3・11以前からやっておったところで、まだまだちょっと足りないものがあると思っています。しかしながら、一定の調査研究は出ており

ますので、あれも踏まえながらそうした指針を策定していきたいというふうに考えています。

次に、これに沿った市町における復興計画の事前準備、これも促してまいりたいというふうに考えています。もちろん、これを進めるに当たっては、市町と十分な意思疎通は図っていききたいというふうに思います。また、一方、ハード面からの事前復興ですけれども、これは確かに私も前回言いましたようになかなか困難であるという話はしました。その規模と手続の煩雑さ等からどうしても中長期の施策にならざるを得ない。

しかしながら、現在国土交通省中部地方整備局が事務局を務めております地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会、これには三重県の市町も幾つか入っておりますけれども、そこにおいて地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン、この策定に向けた検討が今年度を目途に進められております。

また、先般御承知の南海トラフ地震対策特別措置法が成立して、地域の高台移転等に係る新たな財政支援措置なども規定されております。これら国の動向を見守りながら、地域からの災害に強いまちづくりに係る様々な要望にも的確に対応できるよう、そのあり方を来年度以降検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

[29番 稲垣昭義議員登壇]

○29番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、事前復興計画の取組の必要性は今部長のほうも十分認識されているというお話をいただいて、ソフト面のほうは来年度行動体制、そして、また手順等の明確化のマニュアルの指針となるものはつくりたいという話をいただきましたので、ぜひ期待をしたいと思っています。

それから、ハード面のほうにつきましてはこれから検討していくという話で、具体的なものが今ちょっと考えにくかったんですが、これはぜひ知事にも提案なんですけれども、私が先ほど申し上げました「美し国おこし・三重」の来年度集大成のイベントがあって、その次の展開ということで、野呂

県政の時代のことですので、知事はどのぐらいの思い入れがあるかどうかちょっと別として、「美し国おこし・三重」に関して、せっかく地域で座談会をやって、やっていることを、例えば事前復興というテーマにまちづくりの観点から継続してやってはどうかと思います、簡単で結構ですので、知事の考えをちょっとお聞かせいただけますか。

○知事（鈴木英敬） 「美し国おこし・三重」においては、地域づくりにおける多様な担い手を育成しようということですので、それぞれの地域ごとにテーマが違いますから、事前復興という一律のテーマを課すのがいいのかわかりませんが、いずれにしても、今、部長が申し上げたとおり、そういう座談会という形なのかわかりませんが、地域の皆さんと事前復興について対話を重ねていくということは重要だと思いますので、その点は防災の中でやっていきたいと思います。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） ちょっと時間がかかる取組になると思いますので、これは腰を据えて、地域の声をしっかり座談会で吸収するという仕組みは「美し国おこし・三重」の成果の一つかなというふうに思っていますので、ぜひ事前復興計画のハード面も含めたまちづくりの視点からの取組も進めていただきたいと思います。

次に、少し視点を変えて、住民の防災意識の向上のための白い小箱運動について伺います。

平成24年度から一般社団法人日本非常食推進機構と県の防災対策部が協力して、県内各地の防災意識向上のため、個人備蓄を推進する取組として白い小箱運動を展開いただいています。この取組は今年度県内全域でキャラバン活動を行っていただいていることもあり、少しずつ浸透してきているとは思いますが、初めて耳にしたという方もみえるかもしれませんので、実物を持ってこさせていただきます。

こんな白い箱なんですけれども、（現物を示す）この中に飲料水2リットル、アルファ米、氷砂糖など、1日分の非常食と尿とりパッドや防寒シート、

ティッシュなどが入っております。仕組みとしては、この箱詰め作業は障害者就労継続支援事業所で行っていただき、でき上がったこの白い小箱を各自治会や企業、個人で購入をいただき、それぞれで保管をいただきます。もしものときは自分で使うことになりすし、他地域で大きな災害が発生した場合は共助物資として提供いただき、被災地に送ることもできます。

このような一連の流れを白い小箱運動と称し、赤い羽根共同募金運動のように全国に広がることを願い、この運動が始まりました。東日本大震災から年月がたてばたつほど、その備えの重要性や危機感は薄れていきます。そんな中、自助の取組を促すものとして、個人備蓄の推進を運動として広げていくことの重要性を感じます。この三重県発の白い小箱運動が全国に広がっていくことを期待したいところです。

そこでお伺いしますが、平成25年度は各家庭や地域において防災意識の向上、定着を図る取組として、白い小箱を活用した啓発活動を県内全域で実施するとされ、キャラバン活動を展開されました。これらの活動で白い小箱運動の芽がようやく県内各地に出てきたことを考えると、来年度以降も継続した取組が求められると考えますが、今後の県の展開をお聞かせください。

もう1点、これら個人の防災意識が向上し、個人備蓄が当たり前のこととして定着するためには、子どものころからの体験、意識づけが非常に重要であると考えます。そこで、提案ですが、各県立高校において、防災対策として災害物資の備蓄が求められている中で、高校入学時にこの白い小箱運動の意味を理解いただき、生徒一人ひとりが手にしていただく取組を行ってはとありますが、教育長のお考えをお聞かせください。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 白い小箱運動の今後について答弁をさせていただきます。

個人備蓄を推進するとともに、県民の皆さんの防災意識を高めるために白い小箱運動を展開してきたわけですがけれども、白い小箱の内容についてはまだいま議員からも紹介がありましたので、私からは説明を省かせていただき



ます。

今回昨年度から続けてきた運動の様子を若干お伝えしたいと思います。昨年度と本年度の2年間はもうとにかく何はともあれ、まずは広く県民の皆様白い小箱そのものを知っていただきたいと、そして、あわせて個人備蓄の必要性を理解していただきたいと、これを目標に運動の趣旨とか、小箱の中身を説明するという目的でこのキャラバンを実施してまいりました。昨年度は市町のイベント会場など、県内21カ所、今年度も既に14市町において実施しております。

私自身も昨年度は九つの市町に出向き、今年度も六つの市町のキャラバンに参加して、自分でもこうだよあだよという説明をしながら啓発活動を行ってきたところです。先ほど議員のほうからも芽が出てきたというお話がございましたけれども、私もその結果、とにかく白い小箱を県民の皆さんに知っていただくという当初の目的はある程度達成できたのではないかなというふうに思っています。

今後は、来年度以降になりますけれども、この白い小箱の存在とか、個人備蓄の必要性を訴えるだけでなく、その備蓄のあり方そのものをしっかりと県民の皆さんにお伝えしていく必要があるのかなということ、キャラバンをしながら痛感しておるところです。

つまり、何かというと、備蓄、備蓄と言っても、自宅でそれを保管するのか、あるいは避難場所に置いておくほうがいいのか、あるいは自宅に持っていたのをそのまま持って避難場所に移るのかとか、どんなふうにしたらいいのかと。そのことが明確でないと、白い小箱に限りませんが、何をどこにどの程度備蓄したらいいのかというのがよくわからなくて、だから、難しいなとか、面倒だな、それが高じてもういいかみたいな、備蓄しないということにもなりかねないということを危惧する次第です。

ですから、県としましては、来年度はそうした点をしっかりと私どもで整理してそれを皆さんにお伝えしていきたいと、お示ししていきたいというふうに考えています。そうした整理を行う中で、白い小箱運動の今後の展開に

ついてもどんなやり方が一番いいのか、一番効果があるのか、そんなことを検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 県立高校への入学者に対する白い小箱を配布してはどうかという御質問にお答え申し上げます。

県教育委員会では、災害時に帰宅困難な児童・生徒及び教職員が学校にとどまることを想定いたしまして、各県立学校が自助により対応できるよう、1日分の水と食料を準備することを求めています。さらに、南海トラフによる巨大地震発生時に津波等の被害により孤立が想定される10校につきましては、2日分を上乗せして計3日分の水と食料を備蓄するよう要請しています。

これまでに各県立学校へ児童・生徒及び教職員の水や食料の備蓄の充実を重ねて呼びかけていく中で、災害物資、白い小箱を備蓄品の候補として、11月7日の県立学校長会議で私ども事務局担当者が紹介をしたところでございます。今後とも学校防災リーダー研修会などの場を通じて、白い小箱について、備蓄食料の候補として紹介をしてみたいと思います。

なお、購入費用につきましては、保護者負担となることから、保護者の理解がどうしても必要になってきますので、三重県高等学校PTA連合会との懇談会などでもその趣旨を説明するなどして理解を求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 部長のほうからは、2年間かけて何カ所か、本当にイベント会場でも部長も率先して行っていただいて展開をいただいたということで御答弁いただきまして、そのことが芽が出てきている本当に一番の最大の効果の一つかなというふうに思っています。

先ほどの答弁では、これからまた個人備蓄のあり方をしっかりもう一度検証して、白い小箱の運動をどのように展開していくか、もう一度再構築して

いきたいというお話もございましたが、私もいろいろ話を聞かせてもらっていますと、県が主催するイベントとか、あるいは市町が主催するところには結構災害協定を結んでいただいて、行って啓発をしていただいています、それ以外の小さなイベントといいますか、いろんなイベントが今防災に対してされていて、そういう情報は意外と、例えば県でいえば県民センターであったりとか、地域機関で持っていていただくことが多くあったりします。

そういう情報というのはなかなか共有されていないところもあって、県本体でやるところ、あるいは市町の本体がやるところにはこういう啓発で個人備蓄という話で行くんですけれども、それ以外のところについての情報が余り共有されていないのかなという認識を持つことがありましたので、ぜひそんな情報も地域機関とも協力していただいて、キャラバン活動という名前かどうかは別として、そういう展開はやっぱり継続して広げていただきたいと。できるだけきめ細かくというのを思っていますので、ぜひお願いしたいなと思います。

それから、県立高校については校長会で話をしていただいたという話で、当然先ほど教育長から答弁いただきましたように、個人の備蓄の話ですから、PTAの理解もということで、しっかりまたPTAの皆さんの会合でも話もいただいて、とにかくこういう白い小箱という、私は個人備蓄というのは一つの運動体としてやっていかないと、なかなかそれぞれ個々のことですからと言ってしまうともうそれで終わってしまう話なので、こういう一つの大きな運動として、県立高校の中でも広げていただけるとありがたいのかなというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これをちょっと下へ置かせてもらいまして、次に国家戦略特区についてお伺いをいたします。

安倍政権の成長戦略の目玉とも言える国家戦略特区法案が現在国会で審議中ではありますが、東海地域を含め三大都市圏を中心に197件の提案があり、国は年明け早々には3から5カ所を指定し、来年度から始動する予定と伺っ

ております。東海地域では、本県を含む4県3市でモノづくり産業強靱化スーパー特区とアグリ・フロンティア創出特区が国に提出をされております。それぞれお伺いしたいと思います。

まず、モノづくり産業強靱化スーパー特区ですが、このような提案書を私どもにもいただきましたけれども、（現物を示す）この提案書を見せていただきますと、航空宇宙産業クラスターの形成、自動車産業のさらなる成長、先端医療開発実用化、光製品技術の開発、投資や研究開発のさらなる促進、国内外から人材と頭脳が集まる仕組みづくり、四日市港と名古屋港の国際産業ハブ港としての機能強化など、非常に魅力的なメニューが並んでおります。

これらのメニューについて、規制緩和や優遇税制が導入されれば非常に大きな効果があるものと考えます。本県の特に北勢地域は電機産業や自動車産業などが多く立地し、言うまでもなく我が国のものづくりの拠点となる地域です。

そこでお伺いしますが、モノづくり産業強靱化スーパー特区に東海地域が指定された場合、本県に与えるインパクトとどのような効果が見込めるのか、お答えをください。

次に、アグリ・フロンティア創出特区についてもお尋ねいたします。

こちら提案書を読ませていただきますと、農業生産法人や企業の農業参入に関する規制緩和、農地利用や農業施設利用の要件緩和、畜産の大規模効率経営などメニューが並び、こちらこれまで厳しい規制で固まっていたところに手が届く魅力的な内容となっております。本県として、これまでかかる農業や6次産業化に取り組んでいます、その取組を加速化、活性化する提案になっていると考えます。

そこでお伺いいたしますが、先ほどのモノづくり産業強靱化スーパー特区同様、アグリ・フロンティア創出特区に東海地域が指定された場合の本県に与えるインパクトとどのような効果が見込めるのか。こちらあわせてお答えをください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国家戦略特区のインパクトということではありますが、ものづくりと農業の部分についてはそれぞれ各部長から詳細に答えさせますけれども、一般的なこととしまして、御案内のとおり国家戦略特区は規制改革の実験場として突破口を開くことを目的としており、国の経済成長に大きなインパクトを与えるものを対象として、大胆な規制・制度改革とそれに応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講じることとされています。特区として地域指定されれば、その特区の内容に応じて規制の特例措置、企業等への金融支援、税制による支援を受けることができ、三重県の発展の可能性を大いに高めることになると考えます。

4県3市で提案したものが、どれが認められて、さらに指定という段階でどれを選択するかということによってインパクトは変わってきますが、後に恐らく部長が答えると思いますが、構造改革特区を平成15年度にやったとき、あれはコンビナートの特区でしたけれども、あれ以来投資だけで言うと1187億円の投資が生まれています。

あわせて、今、四日市の幾つかの企業なんかと規制の合理化の勉強会もしていますが、一部報道にもありましたけれども、それにおいても10億円を上回るようなコストダウンが行われるなど、規制改革によってそういう定量的なインパクトが出るのは当然だと思います。しかし、それを定量的にはかるのは一定の時間がかかると思うんですけど、そういう特区に指定をされたというようなことで、今うちはライフイノベーション総合特区に認定されていますが、一つの企業誘致とか、企業が投資をしようとか、立地を選択する際の一つのブランドとして、そういう効果があるなというのは、今ライフイノベーションについては特に感じているところでもありますので、そういう定量的なインパクトのみならずブランド化、地域をこういう特色がある地域だというブランド化するというような効果もあるのではないかというふうに思っております。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） それでは、私のほうからはアグリ・フロンティ

ア創出特区についての狙い等ということですが、本年8月に国へ提案しました東海地域の4県3市の共同提案であるこの特区につきましてですが、農地法等の規制を緩和することによりまして、農家レストランと6次産業化を促進し、農業や農村全体の所得向上と農業の成長分野への転換を進める効果というものを期待しております。

具体的には、今議員のほうもおっしゃっていただいたように、農業に関連する規制の特例措置として4点ほどありますが、主なものとしては、農家レストランの農用地区域内設置の容認であるとか、農業生産法人の6次産業化推進のための要件緩和、こういうことを特区内で進めていくということであっているものです。今後その法案の審議が進められ、国のほうで特区の区域が定められるということになります。現時点においては余りはっきりと見えていないというような状況です。

具体的に本県の中でも農家レストランとか直売所、また体験農園等、進んではきておりますが、今回の特区の指定がいただけると、やはり農振法であるとか農地法をはじめ、その立地が制限されているような区域内での特例ということになりますので、一層そういう部分が進むというふうに期待をしております。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 国家戦略特区でものづくり産業の競争力をとうことでございますが、東アジア諸国をはじめ新興国が台頭し、国際競争が激化する中、ものづくり産業の競争力を維持、強化し、国内に立地していただくためには、企業の操業環境を整備していくことが喫緊の課題であると考えております。操業環境の整備につきましては、規制緩和をはじめ自治体の助成制度や税制の優遇措置、インフラの整備、人材の確保など、様々な要素があり、企業のニーズに的確に答えていくことが大変重要だと考えております。

このことから、グローバル化の進展などに企業の投資動向が変化する中、しっかりした企業のニーズに答えていくことが重要だと考えておりまして、

今年度成長分野やマザー工場化への対応、マイレージ制度の導入などを柱とする新しい企業誘致制度も創設したところです。

また、規制緩和の取組の一つの事例といたしまして、立地済み企業の四日市の工場の増設に係る課題に対応するため、高圧ガス等の規制の合理化に取り組んでいたところであり、関係企業や四日市市と意見交換を進める中、幾つかの課題について、現行の法規制を重視しながら、解決に向けた見通しを立てることができました。このほかにも四日市のコンビナート企業からも多くの課題をいただいております、これらの課題の順次解決にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

こうした事例からも今後は立地済み企業の操業環境のニーズを的確に把握することは大変重要だと考えておまして、県内の事業所を対象にした懇談会を今後地域ごとに開催しながら、企業の方々から直接意見をお伺いし、県内の操業環境の整備につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 御答弁ありがとうございます。

今お聞きをさせていただいておって、まずこのモノづくり産業強靱化スーパー特区に関連して幾つかお尋ねさせていただこうかなと思っておりますが、先ほど知事、それから山川部長のほうからも答弁であったおとこの読売新聞の記事を私も読ませていただきまして、三重県式規制緩和、30億円コスト削減、東芝と研究会という形で記事を読ませていただきました。

ここに、先ほどの答弁でもありましたように、今回成長戦略の目玉というか、規制緩和と優遇税制というのが二つ大きな目玉だと思っておりますが、当然特区に認定をされて国のほうからそういう認定を受けてやれるという部分もあるかもわかりませんが、県独自でこの規制緩和やあるいは優遇税制の取組を発想して、できることから取り組んでいくというこの発想は非常に大事だと思っておまして、もう既にそのような取組をさせていただいておるといふのを非常にうれしくこの記事を拝見させていただきまして、先ほど知事並

びに部長からもそのような答弁がありました。

そこで、先ほど部長のほうからはコンビナート等からもいろんな要請をいただいていますという言葉がございましたけれども、この一つの事例、8月からやられておった関係機関の勉強会で、これは成果というか、こういう方向性が出始めておるということを踏まえて、今後四日市のコンビナートのみならず、県内のたくさんの企業とそういった規制で困っていること、あるいはそれが課題になっているということを、しっかり県としてニーズを把握して、こういった勉強会をどんどん立ち上げていただきたいと思いますが、その辺の取組方向だけでもう一度確認、今、全体の懇談会というイメージで言われたのか、個々でやっていくという話なのか、ちょっとその辺だけ確認させていただけますか。

○雇用経済部長（山川 進） 立地済み企業、これについてはそれぞれやはり地域によって違いますので、コンビナートでの課題も違いますし、その他の地域の企業の集積のところも違いますので、それぞれの地域ごとにやっていきたいというふうに思っております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 担当の方も忙しくなるかもわかりませんが、ぜひしっかり対応して、それから、当然規制当局のほうもありますので、この新聞記事を見ていると安全性の確保が前提で、環境への配慮も不可欠であるというようなことを書いていただいていますけど、当然のことでありまして、そのあたりも規制当局のほうともしっかり協議をして、より効果的な規制緩和を県内独自の取組として進めていただきたいと。それが、先ほど知事が答弁されたように、三重県はシャープを誘致した際に90億円という補助金を出して注目を浴びましたが、次の企業誘致の戦略はやはりこういう独自の規制改革の取組なんだという、これがまた三重県のブランドとして企業が立地をいただけるようなそんな戦略を描き始めていただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、もう1点、中小企業振興条例（仮称）について少し述べてみた



いなと思っていますが、現在中間案を示していただいています、その中を見ても、団塊の世代が70歳になるころ増えてくる代がわりの問題など、中小企業にとって大きな課題である事業承継への支援について、条例に記載していただいていることは非常に評価できるなというふうに思っています。また、中小企業の細かい課題に対応する新たな融資制度の創設や独自の認定制度の創設なども期待できるものであるなというふうに思っています。

そこで、私が1点確認しておきたいことは、先ほど国家戦略特区の話のときにも、この一番の目指すところの目玉は規制緩和とそれから優遇税制だというお話をさせていただきまして、やはり条例の中の目指すところにも中小企業に対する規制緩和、それから優遇税制という観点がどうしても必要なんだろうというふうに思っています。

その中で、この国家戦略特区の提案書を見ていまして、中小企業に関する記載をいただいているところに税制措置といった項目をつくっていただいています、それを見ても、具体的内容として、中小企業の法人税率の特例、それから中小企業投資促進税制の税額控除対象者の拡大、人材確保・能力開発税制の創設、海外市場開拓支援税制の創設、特例的な一括償却制度の創設及び任意償却の導入などといったことを書いていただいています。

かなりたくさんの税にわたる優遇税制の項目を提案としては上げていただいています、これらの特区で提案しているものの中には政策的に県税に導入が検討できるものもあるように感じます。中小企業の約7割は法人税を払っていない、つまりもうかっていないといった調査も記載いただいておりますが、私は、この条例の最重要ポイントとして、県税や固定資産税等の地方税の優遇措置を検討する必要があると感じますが、このことについても御所見をお聞かせください。

**○雇用経済部長（山川 進）** ものづくりの中小企業の高付加価値化に向けましても、例えば技術開発であるとか、新分野を行うときにも当然規制緩和など様々な課題があると考えております。そういったものに対する税制制度の優遇とか、規制緩和とか、例えば人材の確保など、私どもは事業環境の整備

だと考えておりますので、そういったことが重要なことだと考えております。

ただ、地域によりまして様々な課題が違うということで、中小企業振興条例（仮称）におきましては、各地域に設置を予定しております中小企業振興の推進協議会の中で、県はもとより市町や商工団体と一体となって、事業承継とか人材育成など、共通テーマに加えて、地域の中小企業のそれぞれの課題を把握し、解決に向けた議論をしていきたいと考えております。

先ほどの四日市のコンビナートの特区も県だけでやったわけではなくて、市町、それから四日市港管理組合、企業の方、商工会議所の方、金融機関の方、それぞれの方々と議論を進めたからできたというふうに考えておりますので、こういった中小企業振興に関しましてもそういった規制緩和、その他の優遇税制についても今後しっかりとその中で議論をしていきたいというふうに考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 中小企業の先ほどの優遇税制のポイントの話も、各地域の協議会というお話もいただきました。当然中小企業のそれぞれの課題は地域によっても違いますし、よりきめ細かな対応が必要だということを思っていますので、各地域で協議会をつくっていただいてやっていただくというのはそれでぜひやっていただきたいと思いますが、例えば先ほど私が申し上げた優遇税制とか、このあたりは地域でどうこうというよりも、やはり県としてどういう考えをするのかというのは大事なというふうに思っています。あるいは市町として、固定資産税のことであればどうするのかというところが重要であって、そのあたりもぜひ、先ほどの規制緩和の部分は戦略特区でどうこうなる前でも県独自で取り組んでいるということのように、やはり県が必要だと思って国に対して優遇税制で様々な項目を提案しておるわけですから、そのことについて、優遇税制の分でも県としては一体何ができるのかということ、やはり勉強会なりなんなりを内部で立ち上げてまずやっていただくということが大事なというふうに思っています、そのあたりについてもう一声、山川部長、やっていただけますか。

○雇用経済部長（山川 進） 今後とも、庁内でそういった勉強会は引き続きやっていきたいと考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） その庁内での勉強会が成果が出て、外へ出てくることを期待していますし、規制緩和と先ほどから優遇税制という話をさせていただきましたが、県の取組は非常に頑張っていたいておる部分も評価をする一方で、ぜひこれからさらにもう一步、もう二歩ステージを上げていただけることを期待したいなというふうに思っています。

それから、ちょっと時間もあれなんですけど、先ほどのアグリ・フロンティア創出特区についても、少し一つお伺いをしたいなと思っていますが、先ほどの答弁も聞かせていただきまして、私もこの提案書を読ませていただいて、基本的にはこの特区自体に関しては農業独自の、農業に関していろんな企業とかが参入できるとか、あるいは様々な規制、業者の規制だとか、いろんなものがあるところを取っ払うような、そういったことを提案していただいています。

それで、この際というか、特区と直接的な規制緩和の部分には関係ないのかもわかりませんが、ぜひ本県の農政の中で、例えばこの際こういうアグリ・フロンティアという名前をつけて、県も4県3市の中にかかわっていくという中で、三重県としての独自の取組というか、考え方として、医療と農業と例えば食の連携とか、そんなことをちょっと発想した取組をしたときにどんな規制があるのかなということをもう一回考えてみるとか、そういった取組をぜひ一つの例としてやっていただきたいなと思っていますし、特に国では減反政策が廃止になったり、あるいはユネスコの世界無形文化遺産というので今月中に恐らく和食が登録されるであろうという話があったり、農政が大きく転換する中で、一方和食とか、そういった食というものに対する見直しも非常に進んでいるのかなと、評価もされてきているのかなというふうに思っていますし、いま一度そういった視点で米の食文化というのを改めて見直すだとか、そんな視点での取組をしていただきたいなと思っていますが、考

えがあればお示しいただけますか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 医療と食との連携ということでは、私どもみえフードイノベーションの取組を進める中で、今連携プロジェクトが幾つかありまして、2点ほど紹介させていただきますと、一つは生薬メーカー等と連携してアマナツを原料にした生薬の生産、加工を行う生薬開発プロジェクトというのをしております。

これもある程度もう製品化が進みつつあるものですし、もう一つは、カット野菜メーカーとか精米事業者、それとか医療機関、大学等と連携して、三重県の農業研究所の研究成果を活用して透析患者向けのリンの含有量の少ない食品の開発を行うという、医療食プロジェクトとっていますが、こういうプロジェクトも実証実験が進みつつありますので、先ほどの特区とどう絡めるかというのは少し勉強させていただきなきゃいけないかなと思っていますが、それぞれ果樹とか、それぞれの園地の拡大を進めていこうというような取組に今はなってきておりますので、その絡みの中で規制緩和とマッチするような部分というのは調整していきたいなというふうに思っています。

あとの和食文化等についても、なかなかくった取組としては弱いんですけども、みえセレクションとか、そういう中で伊勢たくあんであるとか、干物であるとか、日本酒などの選定等も行っておりますので、今後ユネスコの無形文化遺産登録ですか、今月中にというようなお話もありますので、その辺の流れも酌み取りながら、今の特区との関係で農地の関係とかについては意識しながらやっていきたいなというふうに思っています。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 既にいろんな取組をしていただいておりますというお話もありました。医療との連携で透析患者向けの食だとか、あるいはアマナツの生薬と言われましたかね、それに使えるのかとか、いろんな勉強は進んでいますよというお話で、恐らくそういうことをやり始めると、先ほどの雇用経済部との議論でもそうですけれども、規制にぶち当たる部分が出てくるかと思えます。

そこについて、こういう規制があるからここまでしかできませんよという発想を一度超えて今回の特区のきっかけにして、いろんな医療と食と例えば農業と連携するにはそれぞれ法律の壁も当然あると思いますし、規制の壁があると思うので、それで勉強会を立ち上げて、じゃ、その規制をクリアするにはどうすればいいかという、そこからの議論をスタートしてほしいなという思いで今質問をさせていただきました。

ぜひ今の取組のさらにこれも次のステージへ進んでいただきたいというふうに期待をしたいと思いますし、和食が登録をされると三重県は本当にいいものがたくさんあると思いますので、これも三重県にとっては追い風になると期待しています。

当然その前提として、安全・安心な食というのが必要ですから、条例の改定も含め県議会にも検討会が設置されることとなりましたので、しっかりその対応はしていかなければいけないと思いますが、本県として、これをまたチャンスにしていていただきたいというふうに期待をしたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。

文部科学省では、平成14年度から科学技術、理科、数学教育を重点的に行う高等学校をスーパーサイエンスハイスクールに指定をし、理数系教育に関する教育課程の改善、研究開発を行っています。本県では、四日市高等学校が平成15年度から、松阪高等学校が平成16年度から、津高等学校、津西高等学校が平成19年度から、さらに伊勢高等学校が平成24年度からスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けました。

また、同じく平成14年度から先進的な英語教育を行う高等学校をスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールに指定していますが、本県からは平成14年度に川越高等学校、平成17年度に宇治山田商業高等学校、平成19年度に飯野高等学校が指定されております。なお、この事業は平成21年度で終了しております。

先日の報道によりますと、文部科学省は新たに来年度から語学力とともに幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身につけ、将来的に政治、経済、

法律、学術等の分野において国際的に活躍できるグローバルリーダーを育てるため、先進的に取り組む高等学校をスーパーグローバルハイスクールに指定するとされています。

初年度である来年度は100校の指定が検討されており、留学経費や人件費として29億円が予算要求されています。最近若者の海外留学者が減り、内向きになっていることが指摘されていますが、広く海外に目を向け、グローバルな視点で物事を考えることは非常に重要なことであり、私は高等学校にてグローバル人材を育てる取組が必要なことだと考えており、このスーパーグローバルハイスクールの取組に期待をしております。

この国が進めようとしているスーパーグローバルハイスクールの取組について、まず教育長のお考えをお聞かせください。また、来年度からスタート予定というふうになっておりますが、本県の高等学校の指定に向けた取組状況をお聞かせください。

〔山口千代己教育長登壇〕

**○教育長（山口千代己）** スーパーグローバルハイスクールについての答弁をさせていただきます。

急速にグローバル化が進展する中、文部科学省では、平成26年度概算要求におきまして、語学力、幅広い教養、問題解決力などの国際的素養を身につけたグローバルリーダーを高等学校段階から育成することとしています。このため、国際化を進める国内外の大学や企業との連携を図り、英語を使う機会の増加、先進的な人文科学、社会科学分野における教育の重点化等に取り組む高等学校をスーパーグローバルハイスクールとして指定し、質の高いカリキュラムの開発実践や英語による論文作成、プレゼンテーションの実施などを支援するとしています。

三重県においても、地球的視野に立って自らの考えを適切に伝え、主体的に行動する能力や態度を身につけた人材の育成は喫緊の課題となっています。このため、現在オール県庁で児童・生徒のみならず、広く企業や県民を対象としたグローバル人材育成を目指したプランの策定を進めているところです。

県教育委員会といたしましては、本プランに基づいた県事業を効果的に進めるためにも、国事業を積極的に活用し、国際的素養を身につけたグローバルリーダーの育成に取り組んでいきたいと考えています。

なお、スーパーグローバルハイスクールは現在文部科学省において概算要求の段階であることから、当面国の動向を見守りつつ、今後明らかにされる事業の枠組みを踏まえ、チャレンジングな意欲的な県立高等学校が国事業の指定を受けられるよう、事業計画の作成等について学校と一緒に汗をかいてまいります。

以上でございます。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 今、文部科学省の概算要求の段階だということで、今後という話ですけれども、入学する生徒は、来年受験する生徒にとってみれば非常に重要な要素の一つでもあって、来年の4月から国はやろうと言っているわけなので、当然国のお金がついてこないことには、国が決めてもらわないことにはできないというものもありますが、決まった段階ですぐにスタートが切れるぐらいの準備はやっぱりしておいていただきたいと思っていますし、国が100校を指定するというのであれば、当然三重県から何校か手を挙げていただくところに、チャレンジングなところに協力するという話でしたけど、率先してやっぱりそういうことをしていただけるような働きかけもしていただきたいなと思っていますので、ぜひ出遅れることなく取り組んでいただきたいなというふうに期待をしたいと思います。

それで、それに少し関連して、先週11月25日の毎日新聞の夕刊なんですけど、読んでいましたら、これは東京都の教育委員会なんですけど、来年度から都内の公立中学校と高等学校で英語を教える採用3年目の若手教員約200人全員を3カ月間海外留学させる方針を決めたという記事がありました。

教員の海外生活を必修とするのは極めて珍しいというふうには書いてもらってありますが、例えば今の教育長の答弁なんかを聞いていますと、こういうグローバル的な視点が必要だという意味で、当然それを教える教員もその能

力を身につけていただかなきゃいけない。私は東京都の取組をちょっと新聞で見ただけで調査をしていないんですけれども、ぜひ教育長の考えがあったら聞かせていただきたいのと、三重県教育委員会もやっぱりこういう発想でやってほしいなというふうに思うんですが、お考えがございますか。

○教育長（山口千代己） 本県におきましては、教員の海外研修につきましては国事業で現在やられておるということで、県単独ではないということでございますので、今後このグローバルハイスクールがどういう形になるかわかりませんが、このような事業も利用しながら、やれるのであれば教員の海外研修についても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 突然聞きましたので、急に答弁は難しいのかもわかりませんが、考え方としてぜひ、東京都が東京都だからできるという話なのかもわかりませんが、やっぱり三重県としても国の派遣だけという概念をちょっととってもらって、三重県としても、そういう視点を持った教員も養成する必要があるんだということも少し頭の中に置いていただいて検討いただけるとありがたいなというふうに感じます。期待をしていますので、よろしく願いいたします。

それでは、残り時間がなくなってきましたので、最後の通告の本県のスポーツ施設の整備についてお伺いをいたします。

前に予算決算常任委員会の総括質疑でも申し上げましたけれども、皆さん御承知のとおり、平成30年には全国高校総体、インターハイが本県で開催をされ、平成31年にはラグビーのワールドカップが日本で開催をされます。平成32年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定をいたしましたし、そして、平成33年には本県で国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催が決まっております。

知事は、本県にとって大きなチャンスを最大限生かすため、来年度中に三重県スポーツ振興条例（仮称）を制定すると表明されました。ぜひ理念条例



にとどまることなく、具体的な本県のスポーツ振興に寄与するものになることを期待いたします。

この平成30年から33年のビッグイベントを本県の発展に生かすため、様々な課題がありますけれども、今日はスポーツ施設の整備に関して伺いをいたします。

県営施設に関しては、平成26年度末で計画期間が終了となる第7次県営スポーツ施設整備方針がありますけれども、これまで7次にわたる県営スポーツ施設整備方針の歴史は、厳しい言葉で言えば本県の施策はスポーツに光を当ててこなかった歴史であると思います。本年3月に県営のみならず市町の施設も含めた、おおむね10年先を見越した三重県スポーツ施設整備計画を示していただきましたが、これから制定される条例とともに本県のスポーツ施策に光が当たるものになることを期待いたします。

これらの施設整備に当たっては、インターハイや国体の会場としての機能や、ラグビーワールドカップや東京オリンピックの各国選手の事前キャンプ地としての機能、さらには県内にJリーグ入りを目指すサッカーチームが幾つか出てきていますが、それらのチームとの連携など、長期的な視点で整備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、この三重県スポーツ施設整備計画で市町が行うスポーツ施設整備についての考え方を示していただいております、市町が広域的拠点施設として、施設を新築、改築する場合に補助の対象として一定の支援をすると書かれておりますが、県の支援のあり方を一刻も早く制度設計を行っていただき、具体的な支援の形を示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 本県のスポーツ施設の整備について御答弁いたします。

県では、今後の県営スポーツ施設の整備や市町スポーツ施設への県の関与のあり方などについて取りまとめた三重県スポーツ施設整備計画を本年3月

に策定したところです。この施設整備計画の中で、本県スポーツ施設の状況につきましては、昭和50年の三重国体以来、新たな施設整備が少なく、施設の老朽化が進んでいること、大規模大会が開催できるような施設が少ないこと、プロ野球やJリーグ公式戦が開催できる施設がないことなどの課題を整理しております。

このような課題の解決に取り組む方策の一つといたしまして、市町スポーツ施設に対する県としての支援をこの計画の中で位置づけをしております。その内容といたしましては、全国的なスポーツ大会や交流の場としての機能を持つ、一定以上の規模を有する代表的な施設を広域的拠点施設と位置づけた上で、こうした規模や機能を持った施設を市や町が新築、または建てかえなどにより抜本的な整備を行う場合に、これを補助の対象とし、一定の支援を行うものでございます。

この補助制度につきましては、現在対象となる施設の種類や規模など、支援の内容を検討しているところであり、できる限り早期に制度概要をお示ししたいと考えております。

[29番 稲垣昭義議員登壇]

○29番（稲垣昭義） もう時間がなくなってしまいましたので、これ以上申し上げることはできませんが、ぜひこの大きなチャンス、国体に向けた大きなチャンスを生かして施設整備、お金のかかることでもあります。市町にやっただけにしろ、県営でやるにしろお金のかかることでありますが、知事が率先してリーダーシップを発揮いただいて、そういった長期的視点に立って施設整備を行っていただくことを期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 34番 中嶋年規議員。

[34番 中嶋年規議員登壇・拍手]

○34番（中嶋年規） 志摩市選出、自民みらいの中嶋年規でございます。師走に入りまして朝夕非常に寒うございまして、皆さん、お元気でしょうか。お風邪などを召されていないでしょうか。元気よくやっていきたいと思ひます

ので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

今日の質問は、私も胸につけておりますけれども、このブルーリボン、これに関することからの御質問とさせていただきます。

まず、皆様方、今日執行部だけにとどまらず、行政委員会の皆様方も多くの皆さんがブルーリボンをつけていただいております。本当にありがとうございます。このブルーリボンにつきましては、北朝鮮による拉致被害者全員の救出を訴えるシンボルとして、今様々なところで使用されておるところでございます。

なぜブルーなのかということなんですけれども、これは北朝鮮に拉致された被害者と、そして、その家族、日本に残る家族との間にある、隔てている日本海の青というイメージと、被害者と家族とを唯一結んでいる青い空、この二つのイメージを重ね合わせたものであります。毎年12月10日から12月16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間であります。その週間の間にもぜひ皆様方、今日同様にブルーリボンを着用していただくことをお願いしたいというふうに思います。

この北朝鮮による拉致問題でございますけれども、昭和40年代の半ばごろから多くの日本人が不自然な形で姿を消し、これら事件の多くには北朝鮮による拉致の疑いが持たれております。日本政府はこれまでに17名の北朝鮮による拉致被害者を認定しておりますが、さらにこのほかにも拉致の可能性を排除できないケースも多数あります。我が三重県におきましても4名の方々が拉致の可能性を排除できない事案に係るとして、県警のホームページにおきましても今年の7月から情報提供を求めているところです。少し御紹介をしたいというふうに思います。

失踪した時期の古い順から御紹介したいというふうに思います。（パネルを示す）旧久居市出身の会社員の川合健二さんです。昭和54年に山梨県の自宅から外出したまま行方不明となっていちゃいます。

次に、（パネルを示す）鳥羽市の船員の小久保稔史さんです。小久保さんは昭和55年に舞鶴港に停泊中の船舶から下船し、舞鶴市内で飲食をした後、

行方不明となっていられっしゃいます。

次の方です。（パネルを示す）桑名市の教員の辻與一さんです。昭和56年、桑名市の下宿先から外出した後、行方不明となっていられっしゃいます。

4人目の方です。（パネルを示す）大政由美さん、津市の大学生の方でいらられっしゃいます。平成3年に旅行先での韓国のユースホステルから外出した後、行方不明となっていられっしゃいます。

この4名の方々について、三重県警ではホームページのほうへ情報提供のお願いをさせていただいているところですが、残念ながらまだ情報の提供はゼロ件ということでございますので、何らかの情報があればぜひとも県警のほうへ御連絡をいただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

こうした状況も踏まえまして、国におきましては、平成18年6月に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を制定されました。同法の第3条では、地方公共団体の責務として、「国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と定めております。

本年9月には、都道府県ごとに拉致問題の啓発活動に関する取組状況、これを国がまとめて発表をいたしました。その結果の抜粋がこのパネルになります。ごらんください。（パネルを示す）啓発活動として、被害者全員の救出を訴えるブルーリボン着用のPRをしているかどうか、県広報紙への掲載はどうか、署名活動をしているか、啓発コンサートの開催をさせていただいているか、ポスターの掲示、チラシの配布、講演会、集会の開催、ラジオでの啓発、映画やDVDの上映、パネル展示の実施、そして、議員連盟の設置、この以上の10項目で平成24年度における取組項目数を発表したところであります。

横田めぐみさん、蓮池薫さんなどが拉致された新潟県、地村保志さんなどが住む福井県をはじめ、神奈川県、鳥取県、愛媛県、熊本県の6県が10項目中9項目の取組を実施しております。一方、我が三重県は、この表にもあり

ますように、ブルーリボンの着用のPR、ポスターの掲示、チラシの配布の2項目にとどまっていることが判明したところであります。

こうしたことも踏まえまして、私たち三重県議会も、私も発起人の一人として、三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟の設立に向け動き出しました。3日後の12月5日には、全議員賛同のもと設立準備会を開催する予定となっております。この場をおかりしまして、御賛同いただきました議員各位に深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

何の罪もない日本人がある日突然拉致され、北朝鮮へ連れていかれる。これが我が家族、我が子のことならば、胸が張り裂ける思いなどでは済まされないつらい思いの日々を被害者とその家族の方々は過ごされていらっしゃる。私たちは同じ日本人として、この問題の解決に全力を果たしていく必要があると考えております。

そこでお伺いいたしますが、この北朝鮮の拉致問題に対する知事の御見解はいかがでしょうか。また、県として、今後この問題にどのように対応していく所存かお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 北朝鮮による拉致問題に対する見解と今後の取組でございます。

北朝鮮による拉致が発生してから長い年月、また、拉致被害者5名の方が帰国してから既に10年の歳月がたちました。家族や人生を奪い去られた拉致被害者とその帰国を待ちわびておられる御家族の気持ちを考えると、大変胸が痛みますとともに、個人的には拉致問題について問題のある主張を繰り返し、解決のための努力が不十分な北朝鮮の対応に憤りを感じざるを得ない心境であります。拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、一刻の猶予もない、早急に解決すべき国民的課題であると認識しております。

県では、これまでもブルーリボンの着用やポスターの掲示、ホームページを通じた情報発信などに努めてきたところですが、私も先ほど議員が出して

いただきました内閣府公表の他県との比較の表がありましたが、その取組では我が県が遅れていることを9月の公表時に知り、大変残念でありまして、改めてこの問題の解決に向けて、県民の皆さんの関心と認識を深めていくことが重要であるという認識のもと、今年度新たに12月10日から12月16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心にパネル展示、DVDの上映、テレビやラジオによる啓発、それから、この期間だけではありませんが、県政だよりみえへの掲載、こういうものも行うこととしております。これによりまして、先ほど議員連盟を除く9項目のうち6項目を達成することとなります。

拉致問題については政府一丸となって取り組まれているところであり、安倍政権において解決を目指すとの強い決意を総理も示されておりますので、県といたしましても政府や北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会、これは全知事が入っておりますけれども、などと連携し、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、先ほど議員から御紹介いただきました我が県における議員連盟の設立、これにつきましては心から感謝を申し上げたいと思っておりますので、一体となって頑張っていきたいと思っております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 非常に心強い御答弁をいただきましてありがとうございます。

昨年の9月4日なんですが、私ども会派の有志で新潟県のほうへ出向きまして、拉致被害者として帰国を果たされました蓮池薫さんから直接お話を聞く機会をいただきました。蓮池さんのほうから北朝鮮の特殊機関四、五名に拉致されたときの状況であったりだとか、平壤でのいわゆる強制的な思想教育、それから、我が子どもを日本人として育てることのできないもどかしさであったりだとか、栄養失調のおそれだとか、そういった北朝鮮での非常に厳しい日々のことを聞かせていただいたところです。

加えて、蓮池さんは無事に家族ともどもお帰りになられたわけですがけれども、いまだやっぱり北朝鮮に残っていらっしゃる拉致の被害者とその御家族

のことを考えると、自分が帰国したということはやっぱり素直に喜べないということまでおっしゃられている。今でも本当に苦しんでいらっしゃるということも聞かせていただきました。

拉致問題では、絶対に譲歩してはいけないという蓮池さんの最後の言葉をいただいたんですけども、非常に心に残っております、知事がおっしゃられたように、本当に三重県一丸となってこの問題解決に向け国民的運動を起こしていきたいと思っておりますので、議連とも連携をしながらぜひとも進めていただくことを改めてお願いし、我々もお誓い申し上げたいというふうに思っています。ありがとうございます。

では、2項目めの質問のほうへ移らせていただきます。

住みなれた自宅での医療・介護、そして看取りをというタイトルで、今朝一番で新政みえの田中議員のほうから、救急という治す医療のことについてのお話がありました。私のほうは、在宅医療、在宅介護を中心とした支える医療のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

9月19日、私は議案質疑をここでさせていただきます、そのときに在宅医療、在宅介護についての県の取組についての御答弁がございました。三つの取組方針というのがございまして、一つが連携づくり、一つが人づくり、一つが意識づくりということで御説明いただいております。

具体的には、連携づくりとして、いろんな職種の方、ドクターと看護師だけじゃなくて、いろんな多職種の顔の見える関係づくりを市町の在宅医療体制づくりという形で促進をしていたり、在宅の歯医者さん在宅歯科、訪問看護の機能強化を目指す研修を実施していただいていたたり、先般は桑名市、鈴鹿市における小児等の在宅医療連携拠点づくりにも取り組んでいただいております。

人づくりとしましては、四日市市、津市、松阪市、熊野市のほうで地域リーダーの拡充研修というのをやっけていただいておりますし、在宅医療事例報告会の開催も予定していただいております。

意識づくりとしては、医療関係者への在宅医療の普及啓発であったり、

我々県民、住民への在宅医療、在宅みとりに関する普及啓発ということに取り組んでいただいております。こうした中、さらに充実した在宅医療、在宅介護の仕組みづくりというのが求められていると思います。

そこで、患者や家族のサポート体制、これをどうしていくんだという観点、それから、在宅医療、在宅介護の現場の力をどう強化していくかという観点、それと三つ目に住みなれた自宅での医療、介護の実現に欠かせない看護師の不足や偏在への対応の三つの観点から順次お伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、患者自身はもとより、看護や介護をする家族をサポートする体制づくりとその人材育成というのが求められていると思われれます。子育てとは異なりまして医療、介護は突然降りかかってくる。子育ての場合ですと、何歳ぐらいになるとどういうふうな育ち方をするというのは先が見えるんですけども、医療や介護というのはその先の見通しがなかなかつきにくいという意味においても非常に悩ましい状況になる場合がございます。

病気を発症して病院で急性期のケアを受け、その後回復期のケアを受けて、在宅、おうちに帰って慢性期のケア、そういうことを繰り返しながら、最後は末期ケアといったようなケアサイクル、このケアサイクルの実現と患者や家族への切れ目のないサポート体制というのが求められているというふうに思います。

突然の病や要介護状態に陥ったとき、人というのはやっぱりまずその状態に驚いて、そして、また怒りを持って、その後悲しみに打ちひしがれるという心の不安というものが非常に増幅されます。まずはこの心の不安を取り除くことが重要だというふうに考えております。

そこで、御質問でございますけれども、こうした患者や家族の心の悩みの相談に乗り、その心の負担を軽減する臨床心理士などの育成や、そういった方が地域で活躍してもらうための支援についてどのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。また、患者家族と病院や医師との橋渡し役を担う医療ソーシャルワーカーや、平成24年度に新設された医療対話推進者の育成と



こういった方々が地域で活動するための支援策はどうなっているでしょうか。まずここからお尋ねします。よろしくお願ひいたします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 在宅医療、介護にかかわります医師、看護師ばかりでなく、臨床心理士や医療ソーシャルワーカーなどの人材育成、活動支援ということで御答弁させていただきます。

県では、在宅医療につきまして、三重県保健医療計画（第5次改訂）におきまして施設中心の医療、介護から、可能な限り住みなれた生活の場において必要な医療、介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる体制の整備を目指しております。これを実現するためには、退院時や在宅療養者の日常の療養、急変及びみとりなど、様々な場面において在宅医療と介護を切れ目なく連携させる仕組みを整理する必要がございます。

このように様々な場面で切れ目のない対応を可能にするためには、医療、介護にかかわる多くの関係者が互いに連携、補完し合うことが重要でございます。患者や家族の悩みの相談に乗ったり、患者や家族と病院や医師との橋渡しを行ったりする専門職員の存在、こちらもまた大変重要な要素であるというふうに考えております。

県としましては、市町において様々な職種の方がその専門性を発揮し、在宅での医療、介護にかかわることができる体制づくりを進めるために、御紹介もございましたが、地域において在宅医療を核となって進める地域リーダーを養成する研修や、関係者の顔の見える関係を構築するための助成事業等を実施しております。

また、国立保健医療科学院が開催します医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修という研修等ございまして、こういった周知によりまして関係職種の資質向上に努めるとともに、国が医療機関内に設置を進めております、御紹介にありました医療対話推進者、これの養成や普及のための方策も検討するなど、より専門的な人材育成の面からも市町の体制づくりを支援してまいりたいというふうに考えております。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 臨床心理士だとか医療対話推進者、医療ソーシャルワーカーというこの役職、能力を持っていらっしゃる方を活用するには、診療報酬上の様々な、経営上考えた場合に果たして置くことが経営としていいのかどうかというところの判断で、後ずさりになるというか、ほかにやらなきゃいけないことを先にやって、こういう職種の方を置くことが後になるという可能性もありますので、そういった現状も踏まえながら、ぜひとも配置しやすい環境づくりということにも取り組んでいただきたいというふうに思います。

こういった臨床心理士だとか、医療ソーシャルワーカーに出会うまでの窓口として、基本的には市町が在宅医療連携拠点というものを持って、そこは患者や家族の窓口にあずかるのかと思うんですけども、これら拠点相互のネットワーク化とか情報の共有、それから、業務内容の向上を図るような仕組みの構築というのはいかがでしょうか。どうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 在宅医療の取組に関する情報の共有という点で、国におきましては今年の3月に国立長寿医療研究センターが在宅医療連携拠点事業成果報告会を開催しておりまして、全国の在宅医療連携拠点事業者が行った活動の内容とか、地域の在宅医療、介護の推進に与えた効果等をホームページ上でも公開しております。

また、県におきましても、平成25年度に各市町が行った取組内容とか、それから、先進的な事例等の情報共有を行いますためにも、医療、介護関係者を対象とした報告会を来年の3月に開催する予定でございます。

また、報告会で明らかになった課題等については、次年度以降の業務内容の向上にもつなげられるように、各市町へもフィードバックをしますとともに、医療、介護の関係団体等との情報共有をすることによりまして、各市町在宅医療体制の整備を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） こういった広域的なネットワーク化というのは、県がやっぱり受け皿になってその場をつくっていただくことが必要かと思っておりますので、ぜひともその3月の報告会もできるだけ多くの皆さんに御参加いただいて、その結果をまた次のアクションに結びつけていただくようなこともしていただきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと介護のほうに話を移させていただきますけれども、日本の人口というのは皆さんも御承知のとおり平成16年がピークで、今、減少の時代になってきています。高齢者の数というのは、団塊の世代の皆さんが65歳以上を迎えます平成27年から急速に増加をしまして、団塊の世代ジュニアが65歳以上を迎える2040年ごろにピークを迎えると。こうなると当然介護の重要性というのはさらに増してくることが容易に想像されるところであります。

今、配偶者同士の配偶者間介護とか、実の子どもによる実子介護が増える中、よく老老介護というのが問題になっておるんですけども、最近は少子化に伴って、遠くにいる親を介護しなきゃいけない遠距離介護だとか、それから、晩婚化で子育てと介護のサンドイッチになるサンドイッチ介護というふうな問題も出てきておまして、働く世代の介護者というのは今後さらに増加していく見込みであるということでございます。

子育てと仕事の両立というワーク・ライフ・バランス、これを実現していくとともに、今度は介護と仕事の両立ということも今求められている時代であります。

そこで、ちょっと御質問をさせていただきますのが介護休業制度、上限93日間とれる介護休業制度であったりだとか、年5日間を上限とした介護休暇制度の周知、普及、これをどのように進めていただいているのかをお聞きしたいと思います。

あわせて、県として、率先してそういうことに取り組んでいただきたいと思いますという思いから、県職員におけます介護休暇制度の取得実績というものをお聞

かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務部長（稲垣清文） 私のほうからは、県職員の休暇制度につきまして、該当の休暇制度は三つございまして、一つが短期介護休暇、二つ目が介護休暇、三つ目が介護のための職務に専念する義務の免除、この三つがございません。

一つ目の短期介護休暇でございますけど、これは配偶者、父母、子等の介護をするための休暇でございます。要介護状態にあります家族1人の場合には年5日、2人以上の場合は年10日取得することができる有給休暇でございます。短期的な介護ニーズに対応しているものでございます。

二つ目の介護休暇でございますけれども、これは介護のための連続する6カ月の期間内で取得することができる無給の休暇でございます。

三つ目が介護のための職務に専念する義務の免除でございますけれども、それは介護休暇を制度上可能な限り全て受けた後、さらに引き続き介護を要するやむを得ない事情があると認められるときには、3年を超えない範囲で無給で認めるものでございます。

これら三つの取得実績でございますけれども、平成24年度におきましては、一つ目の短期介護休暇でございますが、これが72人、二つ目の介護休暇でございますけれども、これが2人、三つ目の介護のための職務に専念する義務の免除が1人となっております。

以上でございます。

○雇用経済部長（山川 進） 介護休業制度や介護休暇制度の企業の啓発につきましては、所管をする三重労働局が企業への個別指導を行うとともに、県、市町、商工団体を通じた周知などを行っており、中心的な役割を担っておりますが、県といたしましても、男女がいきいきと働いている企業認証制度における評価項目の一つにするなど、企業の取組の促進を図り、啓発を行っておるところです。

また、県では、毎年県内の2000事業所を対象といたしまして、三重県内事業所労働条件等実態調査というのを行っておりまして、労働時間や休暇取得

の状況を把握しております。当調査におきましては、介護休業制度の実施状況について把握をしておりますが、介護休暇制度につきましては、平成24年7月から従業員、それまでは100人以上だけしか適用されておりました、ということで5人から300人まで対象にしておる調査でございましたので、平成24年度は実施しておりません。

介護休業制度だけを申しますと、平成24年度におきましては就業規則に規定を定めている企業の割合が71.2%、5年前に比べますと18ポイント増加をいたしております。いずれにしましても、男女がともに働き続けることができる職場環境を整備するには、就業規則等の改正が必要になると考えております。ただ、規模の小さな企業におきましては、なかなか就業規則を改正することが困難だということで、来年度からは専門家を派遣する制度をしながら、こういった介護休業制度の普及にも資するように考えていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 様々な取組の状況についてお聞かせをいただきました。

71.2%の企業が就業規則で介護休業制度を規定されていらっしゃるということで、まだやっぱり低いのかなという認識だと思います。もちろんそれぞれの企業の状況というか、背景というものもあろうと思いますので、無理やくだんにつくりなさいよというわけにはいかないというのも重々わかるところでありますが、先ほど申しましたように、これからやっぱり仕事と介護をどう両立させていくかということが、逆に企業の成長にとっても重要になってくる時代が必ずやってくると思いますので、ぜひとも県のほうから率先してそうした取組を進めていただきたいというふうに思います。

そんなこともお示しするようなことも含めて、ちょっと要望なんですけど、県のホームページで在宅医療、在宅介護というコーナーがちょっとよう見つけなかったもので、見つけられなかった私がいけないのかもしれませんが、もしないのであればそういった休業制度の紹介も含めた在宅介護、在宅医療

というようなコーナーをつくっていただきたいなというふうに思います。

その在宅医療、在宅介護の現場力のことについて3点お伺いしたいと思います。

歯科医師、先ほども出ました歯医者さんですね。歯科医師や薬剤師、それからPTと言われる理学療法士やOT、作業療法士、ST、言語聴覚士まで含めた在宅医療チームを編成するための課題とその実現に向けた県の支援策はどのようなものがあるのでしょうか。これが1点目です。

もう1点、多職種の連携、先ほど申しましたような歯科医師だとか、看護師だとか、薬剤師だとか、そうした多職種な方の連携をスムーズに行うため、クラウドを利用した在宅用電子カルテの導入など、情報インフラ整備というのが必要になってくると思います。市町ごとの二重投資を避けるためにも、県がこれは率先して行うべきではないか。もちろん、その費用負担についてのあり方は県が全部持てということではないんですけども、情報インフラ整備というものは県がまとめてやるべきではないでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

3点目が、この平成27年度には在宅医療、在宅介護が介護保険法のもとに一元化されるという動きがございます。今、県の組織は、在宅医療は医療対策局医務国保課、介護は健康福祉部長寿介護課と担当が分かれていますけれども、もう先んじて県の組織として、在宅医療、在宅介護の一本化の窓口をつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお願いいたします。

**○健康福祉部長（北岡寛之）** まず、私のほうからは、在宅医療と在宅介護の組織の関係についてお答えさせていただきます。

現在、国のほうでは、社会保障審議会の介護保険部会において介護保険制度の改正が検討されているところですが、この部会におきましては、在宅医療と介護の連携の推進については介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけ、市町が主体となって取り組む地域支援事業に追加することが提案されております。

県としましても、在宅医療と介護の連携の重要性を踏まえまして、医務国保課が所管します地域リーダー拡充研修や、長寿介護課が所管します医療と介護の連携のための研修等について、現在両課が連携してその効果的な取組に努めているところでございます。今後はこの介護保険法改正の動きも注視しながら、在宅医療と介護の連携をより効果的に進められるよう、市町の後方支援と広域調整という役割を担う県の立場も踏まえまして、業務執行体制のあり方についても検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 私からは、多職種のチーム編成の課題や県の支援ということと、それから情報インフラの関係で御答弁させていただきます。

まず、多職種による在宅チーム医療の推進につきましては、様々な職種の医療、介護関係者が互いに専門性を生かして連携を補完できる体制が求められておるところでございまして、現在地域における医療、介護の連携につきましては、特定の施設に限定されていたり、各職種の専門性の理解不足により連絡が不十分になっていたりというようなことで、現場の多様な関係者の顔の見える関係の構築が十分とはまだ言えないというふうに認識しております。

このため、国におきましては、昨年度から在宅医療を担う多職種がチームとして協働するための講習を行って、まず都道府県リーダーを養成いたしました。本県でも4名のリーダーが養成されております。それを受けまして、今年25年の1月でしたけれども、都道府県リーダーが講師となって地域において在宅医療を核となって進める地域リーダーを各市町に養成しました。そして、さきにも御紹介いただいたとおり、今年度につきましては、二次保健医療圏単位で地域リーダーを拡充する研修を実施しまして、合計で373名の地域リーダーを養成したところでございます。

今後はこの地域リーダーが各市町と連携をしまして、地域の実情やニーズに合った研修等を企画することによりまして、多職種の顔の見える関係の輪

を広げていくこととしております。県といたしましても、これらを通して市町の在宅医療、介護の基盤づくりを支援して、患者がどこにいても医療と介護とが連携したサポートを受けることができる在宅チーム医療を推進していきたいというふうに考えております。

それから、情報インフラ整備の件でございます。県では、平成22年度から患者の検査結果や画像情報、それから服薬情報などの診療情報を複数の医療機関で共有できるように、医療連携情報システムとしまして三重医療安心ネットワークの整備を進めてまいりました。本年度では、四日市市で地域の3病院と医師会が連携しまして、このシステムをさらに在宅医療において活用する準備を進めているところでございまして、県としてもこういった取組状況を踏まえながら、当該システムの活用についても検討していきたいというふうに考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。まずは組織の件につきましては、国の動向もよく見ていただきながら、速やかにそういうことになりましたら、現場の市や町や、それから医療機関の皆さんが混乱しないようお願いしたいというふうに思います。

それから、在宅の医療チームの件ですけれども、まずは顔の見える環境づくりということで、よく言われるのが地域そのものを一つの病院のようなイメージを持っていただけるような取組というんですかね。病院の中に行けばそれぞれの職種の方というのが自然と顔を合わせる場面があるのが、地域の人たちとなかなか顔を合わせる場面がないところから、まず地域全体を一つの病院と捉えて人と人の顔づくりから始めるという、まさに今そういう段階ということでございますので、積極的にそれを進めていただくためには、やはりここは県としてもその場づくりというところでぜひとも御努力を引き続きいただきたいと思っておりますし、この情報インフラのことにつきましても、現場で使いやすいシステム、インターフェースも含めて考えていただきたいというふうに思います。



余り時間がないんですけど、せっかくなつくってもらったので、これをお示しして御提案なんですけど、（パネルを示す）この在宅医療チームのあり方として、オランダでビュートゾルフという取組があります。ビュートゾルフというのはコミュニティーケアという意味なんですけれども、2006年に看護師さんがつくった財団のことです。職員数は5000人いて利用者が約5万人、その満足度が1位と。

それで、どういうことをやっているかという、看護師や介護士が1チーム12名で50名ほどの在宅ケアを実施してまして、特徴としてはこのチームにリーダーは置かないんだと。チーム員はフラットな関係で、チームとして自立的に活動して、現場で考えて利用者本位の視点で柔軟に対応しているところが非常に成功している背景にあるということでございます。

日本の場合は、やはりドクターというのが代表になるというのが、やはり落ちつきどころなかなという話もよく聞きます。今、夕張市でもこういう取組をしておりますので、地域によってはこういった事例を県としても情報提供していただいて、より利用者本位の在宅医療ができますように支援をしていただきたいなというふうに思います。

3点目の看護師不足、偏在の話に移らせていただきますが、訪問看護師が担う役割というのは非常に大きゅうございます。また、24時間対応の訪問看護ステーションの円滑な運営というのも待たれるところでありますが、平成27年度においても150名の看護師の不足というのが見込まれますし、また、地域や就業形態における偏在というのも課題となっております。

24時間対応可能な訪問看護ステーション数や、そこに従事していただいている看護師の数というのは全国平均以下で、空白の地域もございます。県も今そういう訪問看護ステーション同士の連携を図ろうとしていただいておりますが、なかなかやっぱり現場では困難だというふうに伺っております。

9月補正のときも議案質疑で、訪問看護ステーションの充実に向けた取組、これは調整がついたところで適宜行っていくというふうな旨の御答弁をいただいたところですが、残念ながら今回の補正予算でもそういった事業は日の

目を見ていないのかなど。これも看護師不足や偏在という課題が背景にあるというふうに思っております。県もそれを全く見逃していたわけではなくて、これまでも看護師不足や偏在対策として、例えば選択・集中プログラムでも取り組んでいただいております。

一定の要件を満たせば返済を免除する看護師等修学資金貸与制度、こういったものの導入による人材確保であったりとか、院内保育所の設置運営の支援とか、潜在看護職員復職支援研修などの定着促進の対策、また、専門研修の充実など、資質の向上対策に取り組んでいただいております。しかしながら、先ほど申しましたように、看護師のマンパワーというのは十二分ではないという状況でございます。

そこでお伺いしたいんですけれども、住みなれた自宅での医療、介護、そして、みとりを実現する上で不可欠な看護師の不足や偏在の課題克服、この解消に向けて従来とは何か異なるような取組を検討していただいているのか、お伺いをしたいというふうに思います。お願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 平成25年度の新たな取組としまして、三重県地域医療再生計画、これの25年度策定分に基づきまして、未就業の看護職員に対して無料職業あっせん等を実施するナースセンターのマッチング機能の強化を図るために、県内の医療機関を巡回訪問しまして人材確保の方策等の相談、助言を行いますとともに、ナースセンターにおいて把握した情報等をもとにしたきめ細かな職業あっせんを実施しているところでございます。

今後の取組としましては、看護職員の就労環境改善に向けまして、医療機関での多様な勤務形態の導入を促進する取組や看護職員の業務負担を軽減するための看護補助者の活用に関する研修会とか、こういったことを開催することを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 今働いていらっしゃる看護師の方に、しっかりとその職

に定着していただくというふうな取組を中心としたことを今後検討していただくというふうなことなのかなと理解させていただいたところなんです、加えて私のほうからお願いしたいのは、入学者というか、これから看護師になっていただく方ですよね。どんどん少子化が進んでいる中で、新しく看護師になる方自体もやっぱり先細りになっていくということが見込まれています。

そうした中、できるだけ多くの志のある学生の皆さんに看護師になっていただく、男女問わず、そういったための環境整備というのをぜひ県としてもお願いしたいというふうに思っております、今、県内には11カ所看護師等の養成所がございまして、その運営費の補助金のことについてちょっと1点御要望申し上げたいというふうに思います。

この看護師等養成所への運営費補助金については、平成22年度から地域医療再生基金を財源とした補助をしていただいておりますけれども、来年度からその基金財源の補助がなくなるというふうに伺っております。そのため、養成所の運営費補助金が約2割の減額になるというふうなことが見込まれておまして、それによって学費を値上げしなければいけないとなると、入学者がまた減って看護師不足に拍車をかけるというふうな負のスパイラルに陥るんじゃないかなということを心配しております。

看護師不足対策のため、こういった養成所から出た方々は県内の就業率が90%以上というふうに聞いておりますので、看護師等養成所への運営費補助金についてはぜひとも本年度並みの水準を確保していただきますよう、これは強く要望させていただきます。

一方で、県内就職率が50%前後になっています三重県立看護大学のことにつきましても要望が1点なんです、看護大学に入るときに、市町長による地域推薦入試枠というのがあるんですけれども、この推薦する市町の職員として将来採用するということが義務づけられております。そういったこともありまして、医療過疎と言われます名張市だとか鳥羽市、私どもの志摩市、尾鷲市を除く東紀州地域からこの推薦枠へ市町長が手を挙げていただい

ない、エントリーされていないという状況であります。

県立志摩病院も看護師不足が大きな課題であります。県立への就職ということではこの地域推薦入試枠の条件に合わないとい判断をされています。県立看護大学の地域推薦入試枠については、ぜひともその条件のハードルについて再考いただいて、門戸をぜひ広げていただきたいというふうに思いますし、県内出身者への地域枠は現在35名いらっしゃるわけですが、残念ながら入学者の半分ぐらいは県外の方という状況が変わらずにいますので、ぜひとも入学者の県内出身者の60%以上、県内就職70%以上をぜひ目指していただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

この二つ目の項の質問を以上で終わらせていただきますけれども、10年後の平成35年、英敬知事は49歳になるわけですが、実は知事は日本人の中でマイノリティーのほうに入りまして、10年たつと50歳以上の人口が日本人の過半数を超えるんですよ。そういった時代になると、先ほど申しましたように、治す医療からこれからはやっぱり支える医療だとか、どうみとっていくのかという医療への転換というのが、もうおのずと来てまいる時代になります。しっかりと市町とか関係団体とともに推進をしていきたいということをお願い申し上げまして、三つ目の項目に移らせていただきたいというふうに思います。

12月になりまして高校入試の季節が近づいてまいりました。平成20年度から県立高校の入試制度というのは前後期制になりました。この県の教育委員会が出しています県立高等学校を目指すあなたへというリーフレットがございまして、(現物を示す)この中に前期選抜、後期選抜の説明が書いてございます。2月上旬に行われます前期選抜については、「希望する高等学校が事前に公表する学校の特色、選抜において重視する要件に基づき独自の選抜を実施します。」、これは生徒の個性だとか興味、関心の度合いを重視したようなものかなというふうに思っております。

3月中旬に行われます後期選抜については、「後期選抜の募集枠を設定する高等学校が県立高等学校共通の学力検査、三重県の高校のテストの検査内

容及び選抜方法により実施します。」と、基本的には学力を重視した形での取組というふうにご理解させていただいております。

この前後期制の実施から5年間を経まして、その利点、課題をどのように考えているのかをお伺いしたいというふうにご思います。

それと、もう1点お伺いします。この前後期選抜とも中学校の調査書が選抜資料として用いられています。内申書と言われるようなものですね、一般的には。このときには45点満点の調査書でのプラスマイナス何点かで合格、不合格が決まってしまうこともあります。入試において重要なこの調査書は、平成14年度から導入されました絶対評価によって作成されております。この調査書の評点について、平成18年度に県内の101の中学校の学校ごとの平均点を分析した結果がございまして、それをちょっとまとめたのがこれでございます。

(パネルを示す) 主要5科目というのは国語、数学、英語、社会、理科、さき以外の科目というのは音楽、美術、保健体育、技術家庭の4科目、それぞれ5点、5点ですので、主要5科目で満点25点のうち、ある学校では平均をとると20.25点を出している学校もあれば、15点にとどまっている学校もある。平均点はちなみに17.44点でしたということです。

それから、さき以外の科目についても同様に、17.25点という平均の一番高い学校もあれば、12.04点という学校もございましてということでございます。合計点につきましては、45点満点で一番高い平均点を出している中学校は36点ぐらい、一番低いところは27.9点ぐらいということで、最大8点近い差が生じています。

101校をそれぞれの点数区分でばらまきますと下のグラフのようになっています、下のグラフで本当にわかりますようにばらつきが見られたところです。この点につきましては、私が委員長を務めさせていただいた平成18年度の教育警察常任委員会でも御指摘をさせていただいたところでございます。

この是正のために、県の教育委員会のほうも評価基準の作成を市町教育委員会を通じてお願いしていただいたり、研修を実施していただいていたりと、

後期選抜におけます調査書の取り扱いを明確化していただいたり、こうした取組を含めた生徒や保護者への説明などに取り組んでいただいております。こうした取組の結果、県内中学校における調査書の評点のばらつきというのは改善されてきているのかを確認させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 県立高校の入学選抜について2点御質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

現行選抜制度の検証についてでございますが、入学選抜につきましては毎年事後に中学校、高校の校長へ募集枠、検査内容、調査書などについてのアンケートを実施し、今後の入学選抜の改善の資料としております。また、平成22年度からは、中学校及び高校の校長、教職員の代表、私立高校の代表、PTA関係者で組織されました入学選抜制度検証会を設置し、現行制度が適正で円滑に行われているか検証を行ってまいりました。

現行制度の利点につきましては、制度の簡素化で目標を持って生徒が学校を選択できるようになったこと、また、平成24年度から前期選抜で中学校長の推薦書を廃止し、自己推薦書の提出で生徒自らが希望する学校を受験できるようになり、その結果志願者数の増加につながっているところでございます。

一方、課題といたしましては、前期選抜の募集枠がほとんど変わらない中での受験者数の増加により、不合格になった生徒が後期選抜で同一校を受験しない傾向も見られ、中学校においてさらにきめ細かな進路指導を行っていく必要がございます。また、前期選抜の合格内定者につきましても、合格内定から高校入学までの期間に学力を維持していくための工夫も必要でございます。

県教育委員会といたしましては、現行制度について検証会では抜本的に見直す方向性は現在示されておりませんが、今後とも毎年度実施しています中学校、高校へのアンケート調査の結果や定期的に保護者代表や関係団体の意

見を聞きながら生徒の学力向上、進路実現につなげられるよう今後も継続して改善に努めてまいります。

2点目の調査書の評定のばらつきについてでございますが、学習指導要領の改訂に伴い、相対評価から絶対評価に評価が変更されたところでございます。そこで、本県では、平成15年度入学者選抜から各中学校は調査書における各教科の学習の記録の評定分布表を作成し、市町教育委員会を通じて県教育委員会へ提出しています。

平成20年度選抜からは、これに加えて校内への調査書作成委員会の設置、評価の適正さを確認する表の活用、調査書の作成手順の明確化により、これまでは1人の教員が単独で行っていた評価を学校全体で確認し、適正な評価を行うようにしたところでございます。

同時に、市町教育委員会を通じて、各中学校へ三重県立高等学校入学者選抜における調査書に係る改善についてを通知するとともに、各市町の校長会や教員対象の研修会におきまして、評価の適正化に向けての取組を依頼したところでございます。また、平成24年度には、さらなる適正化に向けて改めて通知をし、確認を行ったところでございます。

適正な評価を行うため、毎年市町教育委員会の指導主事会議において指導、助言するとともに、本年度は特に小・中学校の教育課程担当教員の研修会を開催し、評価についての情報交換や共通理解を図るなどの取組を行いました。

さらに、入学者選抜方法については、学力検査点と調査書の両方によって選抜いたしますが、調査書の評定のわずかな差異が選抜に与える影響を小さくするよう、平成21年度入学者選抜から調査書における評価によって選ぶ人数を募集定員の100%からおよそ110%、または120%と設定することも可能とし、現在9校が行っているところでございます。先ほど議員が映写映像で資料を示されましたが、私どもといたしましては、その当時よりは差は縮まっているのではないかと考えているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも引き続き生徒、保護者から信頼が得られるような公正な入学者選抜とするため、評価の適正化に向けて市町

教育委員会を通じて中学校を指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。改善に取り組んでいただいているということがよくわかりました。パーフェクトな選抜方法というのはやはりないと思うんです。入札も一緒なんですけど、公共事業の。今回は公共事業の入札は聞きませんでした、公共事業の入札と入学試験を一緒にすると怒られるかもしれませんが、パーフェクトなものはないにせよ、常に改善、改善を重ねていく努力というのはぜひともやっていただきたいと思ひますし、その姿勢というのがやはり保護者であり、生徒からの信頼にもつながると思ひますので、ぜひともお願いをしたいというふうに思ひます。

要望をちょっと申し上げておきたいんですけども、平成33年度の話で、先ほど稲垣議員のほうからも三重国体の話を出していただきましたけれども、これは三重国体が開催されるという記念すべき年ではあるんですが、と同時に県内の中学校の卒業生が1万6000人を切って史上最少となる見込みなんです。

入学定員のことの要望なんです、公私の比率でこれまでどおり8対2、公立が8、私立が2という割合です。このまま調整されたまま平成33年度を迎えますと、私立高校は1校分なくなる計算にもなっちゃいます。今、定数の是正会議で定員の公私比率見直しについて議論をしていただいております。生徒の選択の幅を広げていただくという観点からも、公私比率8対2から7対3へ近づける努力をぜひ進めていただきたいというふうに思ひます。

あと、私学助成のことで、今定例月会議にも三重県私立高等学校、中学校、小学校保護者会連合会から私学助成に関する請願を出していただいております。私立学校の経常経費助成におきまして、平成25年度は増額の努力をいただきましたものの、生徒1人当たりの助成額は全国33位という低いままでございますので、ぜひとも助成の拡充へさらなる努力を進めていただきたいと思ひます。こういう入学定員の公私比率の見直しだとか、私学助成の拡充を



推し進めていただいて、同じく公教育を担っています私立学校と公立学校とのイコールフッティングの実現というのをぜひ図っていただきたいということを要望させていただいて、最後の質問に入らせていただきます。

平成26年度三重県経営方針（案）におきまして、政策展開の三つのポイントの一つに三重県のブランド力アップバージョンツーということで経営方針（案）の中にこういうふうに書かれております。「平成26年度はおかげ年とともに、熊野古道世界遺産登録10周年を迎え、引き続き情報発信のチャンスということで、首都圏営業拠点であります三重テラスを最大限活用するなど、『三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！』などの取組をさらにバージョンアップした三重のブランド力アップに取り組み、三重の魅力を大きく発信するとしておるところでございます。」。

日経リサーチが平成18年から隔年で行っています地域ブランド大賞の平成24年の結果が今年の5月に公表されました。その内容をちょっと御紹介しますと、旧国名のランキングでは、全国で伊勢が3位、志摩が20位ということでございます。名産品のブランド力でも、赤福餅が10位、イセエビが13位、松阪牛が20位となっています。しかし、三重県という名前のブランドランキングは平成20年が26位、平成22年が37位、平成24年が34位と非常に低い位置に甘んじております。

このブランドランキングはどうやってつけるのかということなんですけれども、五つの項目でお尋ねします。三重県には独自性があると思いませんか、三重県に愛着がありますか、三重県の商品を購入したいですか、三重県を訪れたいですか、三重県に住みたいですか、この五つのことを県内外の方、県民の方にもお尋ねしているんですけれども、それを指数化した順位であります。この調査のポイントというのは、県民の意向というものも反映されていることかなというふうに考えております。

博報堂によりますと、地域ブランドというのは三つの領域で構成されているというふうに分析しています。それは具体的に申しますと、場に着目する観光地のブランド、物に着目する特産品のブランド、三つ目がそこに住む人

や生活に着目する暮らしブランドという、こういう三つの領域であるんじゃないかというふうな考え方を示しております。要は地域にいる我々県民の視点、県民が三重県に対する誇りを抱くような取組も地域のブランド力アップには欠かせないというふうに感じます。

しかし、今回の経営方針（案）で目指すブランド力アップというのは、観光情報の発信と集客というのが中心になっていて、県民の誇りに訴えるような取組が不足しているんじゃないかなというふうに感じるところであります。そこで御質問なんですけど、そもそも三重県という地域のブランド力、これをどのように定義して政策を展開していこうと考えていらっしゃるのか。また、その成果をどのように把握しようとしているのかをお伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ブランド力アップに関する定義、政策展開、そして、どういうふうな成果を把握するのかという点でございます。

地域のブランド力、一つの説として中嶋議員は三つおっしゃっていただきましたけれども、私は二つの面を申し上げたいと思います。一つは地域発の商品、サービスのブランド化というのと、地域イメージの向上による地域自体のブランド化という二つの面があって、その双方が相乗効果、好循環をもたらす、地域外の資金や人を呼び込むことで持続的な地域経済の活性化が図られるというものを地域のブランド力と考えておりますが、今回の平成26年度の政策展開に当たっては、先ほど御紹介もいただきました三重県観光キャンペーンの展開を通じた観光のブランド力アップや、みえフードイノベーションの取組を通じた県産品のブランド力アップなど、みえ県民力ビジョンに位置づける各施策を展開することで個々の商品、サービス等のブランド力を向上させてまいります。

さらに、首都圏営業拠点三重テラスにおける観光や県産品、歴史、文化等の積極的な情報発信などを通じて、三重県自体のブランド力を高めていきます。このような取組により、県内観光や県産品等の魅力発信と三重県自体の

イメージの向上が相まって好循環をもたらすことで、三重県のブランド力アップにつなげていきたいと考えています。

成果の把握についてでありますけれども、みえ県民力ビジョン・行動計画の進行管理を通じて各施策の成果を把握していくということで、ブランド力アップの部分についても行動計画に掲げた数値目標の進行管理を通じて把握したいと思います。

例えば観光面では、観光消費額の伸び率、観光レクリエーション入込客数、農林水産物の面では、県産品に対する消費者満足度、大都市圏等への販路拡大を目指す事業者の売上げ伸び率など、首都圏での情報発信の面では、三重が魅力ある地域であると感じる人の割合や新たに設定した三重テラスの成果指標などを通じて総合的な地域イメージを把握していきたいと考えております。

以上のようなみえ県民力ビジョン、それから、三重テラスにおいては設定した成果指標、これらの進行管理を通じて三重県のブランド力アップに努めていきたいと考えております。

そして、議員のほうから御指摘がありました県民の誇りに訴えるものが少ないのではないかということについては、確かに施策としては少ない面があるかもしれませんが、私は情報発信がされる、自分たちの地域のことが話題に上がる、それをうれしく思う。そうすると、また自らの手でそこをよくしていこう、あるいは自らの手で自分たちの地域のことを伝えていこうという、そういう循環が回っていくんじゃないかと。人はそういう共感したものに対してそういう行動を起こしていくのではないかというふうに思っていますので、ここの誇りの部分自体の取組をというよりは、情報発信を通じて県民の皆さんに共感の輪が伝わってそういう誇りが醸成されていけばなというふうに思っているところであります。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。非常に理念的な話になっちゃいますので、わかりづらいところもあるんですけども、まさに言われるよう

に我が三重県のことがこんなところで取り上げられているんだとか、そういうことがわかれば、かなりそういう意味でも皆さんもっとよく知ろうよというふうに立ち上がっていただく方も増えてくるというふうにも思います。

どれぐらいの情報がどこでどう発信されているのかということ自体が、三重県の中にいるとなかなかわからない。よく言われるのは、地域のよさを一番わかっているのはその地域に住んでいる方ということと同じ状況だと思いますので、ぜひともそのフィードバックができるような仕組みというものを考えていただきたいというふうに思います。少なくとも三重県においては「おいしい！広島県」とか、「島根県は鳥取県の横にある県です」とか、ああいう自虐ネタではいけないことをお願いしたいというふうに思うところであります。

いよいよもう年の瀬も迫ってまいりましたので、執行部の皆さん、議員の皆さん、県民の皆さん、よい新年をお迎えいただきますことを心から御祈念申し上げます、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。稲垣昭義議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 済みません。あと10分ですね。わずかですので、よろしくをお願いします。

稲垣議員のほうからの本県のスポーツ施設の整備についてというところで、まずちょっと聞かせていただきたいのが、県営松阪球場の施設整備についてということで、先ほど計画のほうで積極的にやるというような話も全くなかったんですが、もう一度世古局長のほうから、松阪についての整備のところを聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 先ほど稲垣議員の御質問にもお答えさせてもらいましたけれども、10年先を見越して県営スポーツ施設のあ

り方の方向を示しました三重県スポーツ施設整備計画、これを今年の3月に策定しております。

この中で、県営松阪野球場の今後の方向でございますけれども、松阪野球場につきましては現在高校野球の予選会場など、本県におけます主要な野球場の一つとして御利用いただいております。こういった状況も踏まえまして、県といたしましては、このスポーツ施設整備計画の中でも当面は引き続き現状の競技環境を維持していきたいというふうに明記しておりまして、そういうふうに考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 先日25日でしたかね。松阪市のほうからの要望に立ち会いをさせていただいて少し話をさせていただいたんですが、まず県営松阪野球場が今予選やそういうものに使われているというのはよくわかるんですが、ナイター設備がないために3試合できないんですね。3試合できる可能性もありますけれども、非常にそれが難しいということが1点。

それと、電光掲示板、バックネットのところにある普通電光掲示板ですね。松阪市の球場の場合は中へ入って、夏場は40度も超えるようなところの中へ入って点数をつけたり、そういうことをやっています。今年わずかですけど、ボール、ストライク、アウトというのは、あれの順番をちょっと変えるのに40万円前後の予算で変えていただいたという改修はしていただいておりますけれども、非常にグラウンドの数字上、両翼のメーター数とか、バックネットまでのセンターの一番奥の深いところのメーター数とか、そういうのはさほど問題はないんですが、周りの施設が非常に古くなってきております。

そういう意味を踏まえて改修をしていただきたいなと、そのように思うんですが、先日これも11月16日でしたかね、こどもの城で子どもの虐待のイベントがあったときに、僕少し時間がありましたので、球場で野球の試合をやっていたんです。これが神宮大会という意味合いの伊勢市の倉田山球場でやる予定であったのが、倉田山球場が改修をしています、そういう関係で松阪市の球場で中学生の決勝の部分をやっていたんですね。

少し時間があつたので、私いろいろ見ていて、監督さんがちょうど出てみえたので、どうですかと言ったら、グラウンドというか、中身に関しては何も問題はありませなし、いい球場ですと言ってみえました。ところが、やっぱり便所の件とか、ファウルボールが飛んできたら本当にすぐにも飛んできそうなネットの低さとか、ナイターはここはできないんですとか、そういういろんな話をしてくれました。そうですなど。便所も当然階段があつたり、フラットでもないし、選手と観客とが同じ便所を使うんですね。そういう状態がいいのかなと。それは非常に問題がありますよねと、そんな話も出ておりました。

そういう部分を踏まえて、今10年を踏まえてと言ってみえましたので、次の平成33年の国体に向けてということなのかなというふうにも思いますし、そういう部分を踏まえて、順序よく一遍にやってくれということではなくても改修をやっていただけなのかなと、そのように思いますので、もう一度、世古局長、何かもしあればコメントをいただけませんか。

**○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定）** 県営松阪野球場につきましては、今管理をしております松阪市等からもいろいろと御要望をいただいているのは私のほうも認識をしているところでございます。

ただ、県財政が大変厳しい状況という中で、最低限議員がおっしゃられたように、電光掲示板のSBOをBSOのような形に変えさせていただくとか、必要最低限のようなことはさせていただいておりますけれども、なかなか厳しい財政状況の中で全ての御要望にお応えできるような状況ではございませんので、その辺は御理解をいただければというふうに思っております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

**○10番（中西 勇）** 一遍にさせていただかなくて、少しずつでも進めていただきたいなと思うんです。先ほど稲垣議員のほうから話がありましたスポーツ振興条例（仮称）の策定というところもあると思うので、知事に最後に聞かせていただきたいんです。この松阪野球場は今回次年度から三重県体育協会に指定管理者がかわりますよね。そういうことも踏まえてなんですけれども、

考え方としては、指定管理は出されますけど、施設の資産の整備とか、そういったのは当然県のものなので県がやるわけです。

そういうことを踏まえて、今後の野球場を、仮に古くなってきた、昭和50年につくったものですからというのを踏まえて、その資産をなくしてしまうなんていうようなことは考えていないかどうか。最後にちょっと聞かせていただいて、もうそんなことは考えていないんやと、ずっと先に向かってやっていくんやということならそれでいいですし、整備を今度のインターハイ、国体を踏まえて少しずつやっていくということならそれもいいですし、少し考えを聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 先ほど局長が答弁させていただきましたように、現状の競技環境を維持していくと。使えるものは使うという考え方です。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） それじゃ、資産を売却するなんていうようなことは全然考えていないということで捉えたらよろしいですな。可能性はないこともないという気がしますので。

○副議長（前田剛志） 答弁を求められますか。

○10番（中西 勇） はい。

○知事（鈴木英敬） 県営松阪野球場は、国体については今の規格でも国体を、もしその場所で野球をやるとなったら、今の規格でも国体はできるんですよ。なので、今後の整備については野球場、県内の中において一応施設整備計画の中にはプロ野球のことも触れていますから、県内全体で野球場をどう整備していくかというのを考えていけないといけませんし、県営野球場の下のところはたしか松阪市だと思いますので、地域の皆さんとも御相談していかないといけないと思っています。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 今年少年野球の選手の方たちから署名も知事は受け取っていただきましたので、その辺を踏まえて、松阪の方は野球をすごく好きですので、少年野球、リトルリーグ、シニアリーグ、すごく強いし、そういう

部分もありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますので、質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。明3日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明3日は休会とすることに決定いたしました。

12月4日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分散会